

東京都耐震改修促進計画

(改定素案)

平成24年3月

東京都

目次

第1章	はじめに	1
第2章	基本方針	4
1	想定する地震の規模・被害の状況	4
2	耐震化の現状	5
3	耐震化の目標	11
第3章	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	19
1	基本的な取組方針	19
2	重点的に取り組むべき施策	21
(1)	地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道建築物の耐震化	21
(2)	木造住宅密集地域の耐震化・不燃化	25
(3)	重点的に耐震化を図るべき建築物	27
3	耐震化を促進するための環境整備	31
4	その他の施策	33
第4章	普及啓発	34
1	地震防災マップ（地震ハザードマップ）の作成・公表	34
2	相談体制の整備及び情報提供の充実	36
第5章	総合的な安全対策	37
1	所管行政庁との連携	37
2	区市町村・関係団体との連携	41
3	関連施策の推進	43
第6章	今後の取組	49
参考資料	耐震化に関する取組	51

第1章 はじめに

1 東京都耐震改修促進計画の目的と位置付け

東京都耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項の規定に基づき策定するものであり、地震により想定される被害の半減を目指し、都民の生命と財産を保護するため、都内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い東京を実現することを目的とする。

また、本計画は、東京都地域防災計画¹と整合が図られるものとし、区市町村における耐震改修促進計画の策定の指針となるものである。

2 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、都内全域とする。

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準²（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建築物のうち、次に示すものとする。

■ 耐震改修促進計画の対象建築物

種類	内容	備考
住 宅	・戸建住宅（長屋住宅を含む。） ・共同住宅	主な公共住宅 ³ を含む。
特定建築物	・耐震改修促進法第6条に定める特定建築物	民間建築物及び公共建築物を含む。
その他防災上重要な公共建築物、福祉施設等 ⁴		

¹ 東京都地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて設置された東京都防災会議が策定する計画

² 新耐震基準 現行の耐震基準（新耐震基準）は昭和56年6月1日に導入された。この新耐震基準は、建築基準法の最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度5強程度）に対しては構造体は無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度6強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

³ 公共住宅 東京都住宅基本条例に定める公共住宅及び独立行政法人都市再生機構が所有する賃貸住宅をいう。

⁴ 福祉施設等 福祉施設、幼稚園、学校をいう。

3 計画期間及び検証年次

本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、おおむね3年を目途として定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行う。

■ 特定建築物一覧表（耐震改修促進法第6条）

法第6条	用途	特定建築物の規模要件	指示※対象となる特定建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	1,500㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理するすべての建築物	500㎡以上
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	すべての建築物	

※耐震改修促進法第7条第2項に基づく指示

第2章 基本方針

1 想定する地震の規模・被害の状況

○ 本計画では、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議、平成18年5月）に基づき、東京湾北部地震及び多摩直下地震（いずれもM7.3）を想定する地震とする。

- ・ 「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都防災会議、平成18年5月）に基づき、本計画で想定する地震は、東京湾北部地震及び多摩直下地震（いずれもM7.3）とする。これらの地震は、中央防災会議⁵首都直下地震対策専門調査会⁶が想定した地震のうち、東京に大きな被害を及ぼすものである。
- ・ 東京湾北部地震（M7.3）が発生した場合、都心から区部東部にかけて、区部の49%の範囲が震度6強となることが想定される。冬の18時、風速6m/sという条件では、死者数は約5,600人となり、死因の約30.8%が建物倒壊によるもの、約9.9%がブロック塀の倒壊等によるものとなることが想定される。
- ・ 多摩直下地震（M7.3）が発生した場合、区部のほとんどの地域と多摩の地域の52%の範囲が震度6弱となることが想定される。冬の18時、風速6m/sという条件では、死者数は約3,300人となり、死因の約18.0%が建物倒壊によるもの、約18.2%がブロック塀の倒壊等によるものとなることが想定される。

■ 想定する地震と主な死因等

想定する地震	死者数	主な死因
東京湾北部地震M7.3 (冬18時、風速6m/s)	約5,600人	建物倒壊によるもの 約30.8% ブロック塀の倒壊等によるもの 約9.9%
多摩直下地震M7.3 (冬18時、風速6m/s)	約3,300人	建物倒壊によるもの 約18.0% ブロック塀の倒壊等によるもの 約18.2%

(資料「首都直下地震による東京の被害想定報告書」)

⁵ 中央防災会議 災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議

⁶ 首都直下地震専門調査会 首都直下地震に関する被害想定や防災体制等を検討するため、中央防災会議により平成15年度に設置された専門の調査会

2 耐震化の現状

- 住宅については、81.2%が耐震性を満たしているの見込まれる。
- 民間特定建築物については、82.3%が耐震性を満たしているの見込まれる。
- 防災上重要な公共建築物については、90.3%が耐震性を満たしているの見込まれる。

《住宅》

- ・ 平成20年住宅・土地統計調査をもとに推計した平成22年度末現在の都内の住宅総数は、約614万戸である。
- ・ 国の耐震化率⁷の推計方法に準じて算定すると、このうち、約498万戸（81.2%）の住宅が必要な耐震性を満たしているの見込まれる。一方、約116万戸（18.8%）の住宅が必要な耐震性を満たしていないの見込まれる。

【表1】 住宅の耐震化の現状

単位：戸

住宅		昭和56年以前の住宅	昭和57年以降の住宅	住宅数	耐震性を満たす住宅数※1	耐震化率 (平成22年度末)
種別	構造	a	b	a+b=c	d	d/c
戸建住宅	木造	555,500	1,101,300	1,656,800	1,136,900	68.6%
	非木造	46,300	152,600	198,900	180,900	91.0%
		601,800	1,253,900	1,855,700	1,317,800	71.0%
共同住宅 ※2	木造	197,600	449,900	647,500	454,800	70.2%
	非木造	1,004,700	2,632,000	3,636,700	3,210,300	88.3%
		1,202,300	3,081,900	4,284,200	3,665,100	85.5%
合計		1,804,100	4,335,800	6,139,900	4,982,900	81.2%

※1 平成20年住宅・土地統計調査をもとにした推計値

※2 共同住宅には、特定建築物である賃貸共同住宅を含む。

⁷ 耐震化率 耐震性を満たす住宅・建築物数（昭和57年以降の建築物数+昭和56年以前の建築物のうち、耐震性を満たす建築物数）が住宅・建築物数（昭和57年以降の建築物数+昭和56年以前の建築物数）に占める割合

《主な公共住宅》

- ・ 平成22年度末現在の都内の主な公共住宅は、約527,600戸である。
- ・ 国の耐震化率の推計方法等に準じて算定すると、このうち、約379,000戸（71.8%）の住宅が必要な耐震性を満たしているの見込まれる。一方、約148,600戸（28.2%）の住宅が必要な耐震性を満たしていないの見込まれる。

【表2】 主な公共住宅の耐震化の現状

単位： 上段：棟
下段：戸

主な公共住宅 種別		昭和56年以 前の住宅 a	昭和57年以 降の住宅 b	住宅数 a+b=c	耐震性を満 たす住宅数 d	耐震化率 d/c
公営住宅等	都営住宅等 ※1	3,732	2,910	6,642	4,540	68.4%
		144,370	118,164	262,534	178,741	68.1%
	区市町村営住宅 ※2	725	896	1,621	1,127	69.5%
		7,210	14,020	21,230	18,198	85.7%
都住宅供給公社住宅 ※3		1,067	232	1,299	1,003	77.2%
		51,222	20,672	71,894	57,807	80.4%
都市再生機構住宅 ※4		1,629	1,064	2,693	2,072	76.9%
		98,034	73,923	171,957	124,220	72.2%
合計		7,153	5,102	12,255	8,742	71.3%
		300,836	226,779	527,615	378,966	71.8%

※1 都営住宅等の耐震性を満たす住宅数については、平成23年3月末現在の診断データ等による推計値であり、都営住宅等には、都営住宅のほか、特賃・特公費、福祉住宅、引揚者住宅及び小笠原住宅を含む。

※2 平成23年8月末現在の耐震性の状況調査結果による。

※3 平成23年3月末現在の概数であり、昭和56年以前には、診断対象外の低層棟を含む。

※4 平成23年3月末現在の概数であり、昭和56年以前には、診断対象外の低層棟を含む。

《民間特定建築物》

- ・ 平成22年度末現在の特殊建築物等定期調査報告⁸をもとに推計した民間特定建築物は、約17,600棟である。
- ・ 国の耐震化率の推計方法に準じて算定すると、このうち、約14,500棟（82.3%）の建築物が必要な耐震性を満たしているの見込まれる。一方、約3,100棟（17.7%）の建築物が必要な耐震性を満たしていない見込まれる。

【表3】 民間特定建築物の耐震化の現状

単位：棟

民間特定建築物	昭和56年以前の建築物	昭和57年以降の建築物	建築物数	耐震性を満たす建築物数※1	耐震化率
種別	a	b	a+b=c	d	d/c
防災上特に重要な建築物 (学校、病院等)	1,635	1,579	3,214	2,490	77.5%
災害時要援護者が利用する建築物 (社会福祉施設等)	119	742	861	788	91.5%
不特定多数の者が利用する建築物 (百貨店、ホテル、劇場等)	717	1,320	2,037	1,678	82.4%
その他の建築物	4,298	7,231	11,529	9,565	83.0%
合計	6,769	10,872	17,641	14,521	82.3%

※ 平成22年度末現在の特殊建築物等定期調査報告をもとに、国の耐震化率の推計方法に準じて算定した推計値

⁸ 特殊建築物等定期調査報告 本計画では、不特定多数の者が利用する建築物(特殊建築物)の維持保全状況を調査し、特定行政庁に報告する建築基準法第12条第1項に定める制度である特殊建築物等定期調査報告により把握した建築物を特定建築物として推計した。

《防災上重要な公共建築物》

- ・ 平成22年度末現在の都内の防災上重要な公共建築物は、14,552棟である。
- ・ 国の耐震化率の推計方法に準じて算定すると、このうち、13,139棟（90.3%）の建築物が必要な耐震性を満たしているを見込まれる。一方、1,413棟（9.7%）の建築物が必要な耐震性を満たしていないを見込まれる。

【表4】 防災上重要な公共建築物の耐震化の現状

単位：棟

防災上重要な公共建築物 ※1		昭和56年以前 の建築物	昭和57年以降 の建築物	建築物数	耐震性を満たす 建築物数※3	耐震化率 (平成22年度末)
用途		a	b	a+b=c	d	d/c
【区分Ⅰ】 東京都震災対策条例第17条 に位置付けられ、防災上特に 重要な建築物	消防署・警察署・学校、 病院等	4,899	2,297	7,196	6,575	91.4%
	都立建築物	1,006	1,031	2,037	2,010	98.7% ※4
	区市町村立建築物 ※2	3,893	1,266	5,159	4,565	88.5%
【区分Ⅱ】 区分Ⅰ以外で 東京都震災対策条例第17条及 び同施行規則 第8条で位置付 けられる建築 物、特定建築物 の要件を満たす 建築物その他 防災上重要な 建築物	建設事務所、保健所、中 央卸売市場、養護老人 ホーム、障害児者施設 等多数の物が利用する 建築物(事務所、劇場、 寄宿舎等)で階数が3以 上かつ1,000㎡以上のも の等	3,467	3,889	7,356	6,564	89.2%
	都立建築物	1,086	1,556	2,642	2,470	93.5%
	区市町村立建築物 ※2	2,381	2,333	4,714	4,094	86.8%
合計		8,366	6,186	14,552	13,139	90.3%
	都立建築物	2,092	2,587	4,679	4,480	95.7%
	区市町村立建築物	6,274	3,599	9,873	8,659	87.7%

※1 国立建築物を除く。

※2 区市町村立建築物の区分は、都立建築物の区分に準じる。

※3 都立建築物については、耐震性の状況調査の結果による。

区市町村立建築物については、国の耐震化率の推計方法に準じて算出した推計値。

※4 区分Ⅰの都立建築物の耐震化は、建替え予定を除き完了。

《特定緊急輸送道路⁹沿道の建築物》

- ・ 特定緊急輸送道路沿道の建築物で、高さが道路幅員の概ね1/2を超える建築物は、約18,500棟である。
- ・ 平成24年2月末現在における、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）（以下「耐震化推進条例」という。）第8条に基づく耐震化状況の報告結果によると、このうち、約15,000棟（81.3%）の建築物が必要な耐震性を満たしていると思込まれる。一方、約3,500棟（18.7%）の建築物が必要な耐震性を満たしていないと思込まれる。

【表5】 特定緊急輸送道路沿道の建築物

単位:棟

	昭和56年以前の建築物 a	昭和57年以降の建築物 b	建築物数 a+b=c	耐震性を満たす建築物数※ d	耐震化率 d/c
特定緊急輸送道路沿道の建築物	4,840	13,613	18,453	15,009	81.3%

※ 耐震化推進条例第8条第1項に基づく耐震化状況の報告結果に基づく推計値(平成24年2月末現在)

⁹ 特定緊急輸送道路 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう。

《その他の民間建築物等》

- ・ 災害拠点病院、社会福祉施設等、保育所、高等学校、小中学校、特別支援学校、幼稚園の耐震化の状況は、次の表のとおりである。

【表6】 その他の民間建築物等の耐震化の現状

単位：棟

その他の民間建築物等	昭和56年以前の建築物	昭和57年以降の建築物	建築物数	耐震性を満たす建築物数	耐震化率
種別	a	b	a+b=c	d	d/c
災害拠点病院 ※1	—	—	70	58	82.9%
社会福祉施設等 ※2	968	3,877	4,845	4,223	87.2%
うち保育所	353	471	824	629	76.3%
私立学校 ※3	1,386	1,458	2,844	2,258	79.4%
うち小中学校	142	219	361	333	92.2%

※1 災害拠点病院(都立、公立病院を含む)の耐震性を満たす建築物数は、全ての建物が耐震化済みの医療機関数(平成23年10月1日現在)

※2 厚生労働省調査結果による。値は有効回答数の実数(平成22年4月1日現在)

※3 私立学校の耐震化の状況は、高等学校、小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園の合計値(平成23年4月1日現在)

3 耐震化の目標

- 住宅については、平成 27 年度までに耐震化率を 90%以上、平成 32 年度までに 95%以上とすることを目標とする。
- 民間特定建築物については、平成 27 年度までに耐震化率を 90%以上、平成 32 年度までに 95%以上とすることを目標とする。ただし、大規模な百貨店、ホテル、劇場等については、平成 27 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標とする。
- 震災時の医療活動の拠点となる災害拠点病院や社会福祉施設等¹⁰（主に災害時要援護者が利用する入所施設）については、平成 32 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標とする。
- 子供の安全を守るため、私立の小中学校¹⁰については平成 25 年度までに、私立の高等学校¹⁰、特別支援学校¹⁰、幼稚園¹⁰、保育所¹⁰については平成 32 年度までに施設の耐震化率を 100%とすることを目標とする。
- 防災上重要な公共建築物については、平成 27 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標とする。ただし、公立小中学校については、平成 24 年度までに校舎等の耐震化率を 100%とすることを目標とする。また、速やかに耐震診断を実施し、その結果を公表するとともに、学校、病院、庁舎等の用途別に具体的な整備プログラムを作成する。
- 緊急輸送道路沿道の建築物については、平成 27 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標とする。

《住宅》

- ・ 都民の生命、財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化を促進することが重要である。
- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）等を踏まえ、地震による死者数を被害想定数から半減させることを目指し、住宅については、平成27年度までに耐震化率を90%以上、平成32年度までに95%以上とすることを目標とする。

《主な公共住宅》

- ・ 都営住宅等については、阪神・淡路大震災の被害状況を踏まえ、平成8年に専門家により耐震に関する指針を作成し、取組を進めてきた。また、耐震診断等の年次計画を定めた都営住宅耐震化整備プログラムに基づき、平成27年度までに耐震化率を90%以上、平成32年度までに耐震化率を95%以上とすることを目標として、耐震診断の実施状況を公表するとともに、耐震改修、建替え等を進めていく。

¹⁰ 特定建築物の規模要件に該当しないものを含む。

- ・ 東京都住宅供給公社住宅については、阪神・淡路大震災の被害状況を踏まえ、取組を進めてきた。また、耐震診断等の年次計画を定めた公社賃貸住宅耐震化整備プログラムに基づき、平成27年度までに耐震化率を90%、平成32年度までに耐震化率を95%以上とすることを目標として、耐震診断の実施状況を公表するとともに、耐震改修、建替え等を進めていく。
- ・ 都市再生機構住宅については、既に居住者に対し、耐震診断結果及び耐震改修に係る取組について通知しているほか、平成27年度までに耐震化率を90%以上とすることを目標として、ホームページ等で公開している。

《民間特定建築物等》

- ・ 都内には、多数の者が利用する民間特定建築物が多数集積し、経済活動の促進に大きな役割を果たしている。都民の生命の保護と経済活動における減災を図るため、民間特定建築物の耐震化を促進することが重要である。
- ・ 国の基本方針等を踏まえ、地震による死者数を被害想定数から半減させることを目指し、民間特定建築物については、平成27年度までに耐震化率を90%以上、平成32年度までに95%以上とすることを目標とする。ただし、民間特定建築物の中でも、不特定多数の者が利用する建築物は、震災による倒壊被害が甚大になるおそれがあるため、重点的に耐震化を図るものとする。このうち、大規模な百貨店、ホテル、劇場等については、平成27年度までに耐震化率を100%とすることを目標とする。
- ・ 震災時の医療活動の拠点となる災害拠点病院や社会福祉施設等¹¹（主に災害時要援護者が利用する入所施設）については、平成32年度までに耐震化率を100%とすることを目標とする。
- ・ 子供の安全を守るため、私立の小中学校¹¹については平成25年度までに、私立の高等学校¹¹、特別支援学校¹¹、幼稚園¹¹、保育所¹¹については平成32年度までに、施設の耐震化率を100%とすることを目標とする。

《防災上重要な公共建築物》

- ・ 公共建築物は、多数の都民に利用されることや災害時の活動拠点や避難施設になること、さらに、民間建築物の耐震化を先導していく役割を担うことから、積極的に耐震化を促進することが重要である。
- ・ 公共建築物のうち、災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物や、特定建築物に該当するものについては、平成27年度までに耐震化率を100%とすることを目標とする。
- ・ ただし、公立の小中学校や幼稚園については、平成24年度までに校舎等の耐震化率を100%とすることを目標とする。
- ・ 防災上の重要性に応じ、区分Ⅰを優先的に耐震化するものとする。

¹¹ 特定建築物の規模要件に該当しないものを含む。

- ・ 未診断の建築物については、速やかに耐震診断を実施し、その結果を公表するとともに、学校、病院、庁舎等の用途別に具体的な整備プログラムを作成する。
- ・ 都立建築物については、耐震化の状況を公表するとともに、耐震化が必要となる施設については、耐震化整備プログラムに基づき計画的に耐震化を推進していく。

■ 耐震化率の現状と目標

建築物の種類		耐震化率		
		現状	目標	
			平成22年度末	平成27年度末
住宅		81.2%	90%	95%
	主な公共住宅	71.8%	90%	95%
民間特定建築物		82.3%	90%	95%
防災上重要な公共建築物		90.3%	100%	
緊急輸送道路沿道の建築物 ※1		81.3%	100%	
その他民間建築物	災害拠点病院 ※2	82.9%	100%	
	社会福祉施設等 ※3	92.3%		100%
	保育所 ※4	82.1%		100%
	私立学校 ※5	79.4%		100%
	うち小中学校 ※6	92.2%	100%	

※1 緊急輸送道路沿道(特定緊急輸送道路沿道)の建築物の現状の耐震化率は、平成24年1月末現在

※2 災害拠点病院(都立、公立病院を含む)の現状の耐震化率は、平成23年10月1日現在

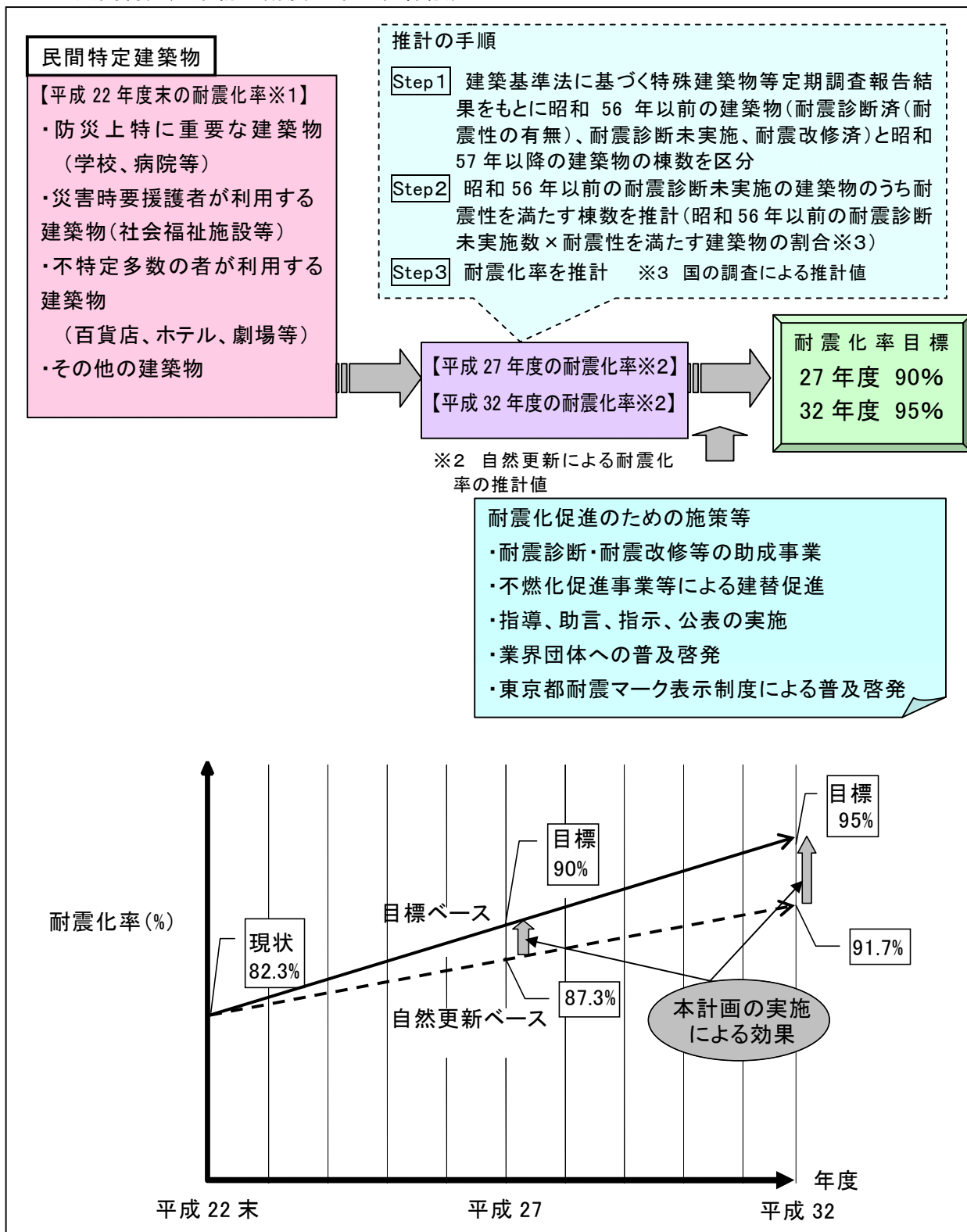
※3 社会福祉施設等(主に災害時要援護者が利用する入所施設)の現状の耐震化率は、平成22年4月1日現在(厚生労働省調査結果の有効回答数を基に算出)

※4 保育所の現状の耐震化率は、平成22年4月1日現在(厚生労働省調査結果の有効回答数を基に算出)

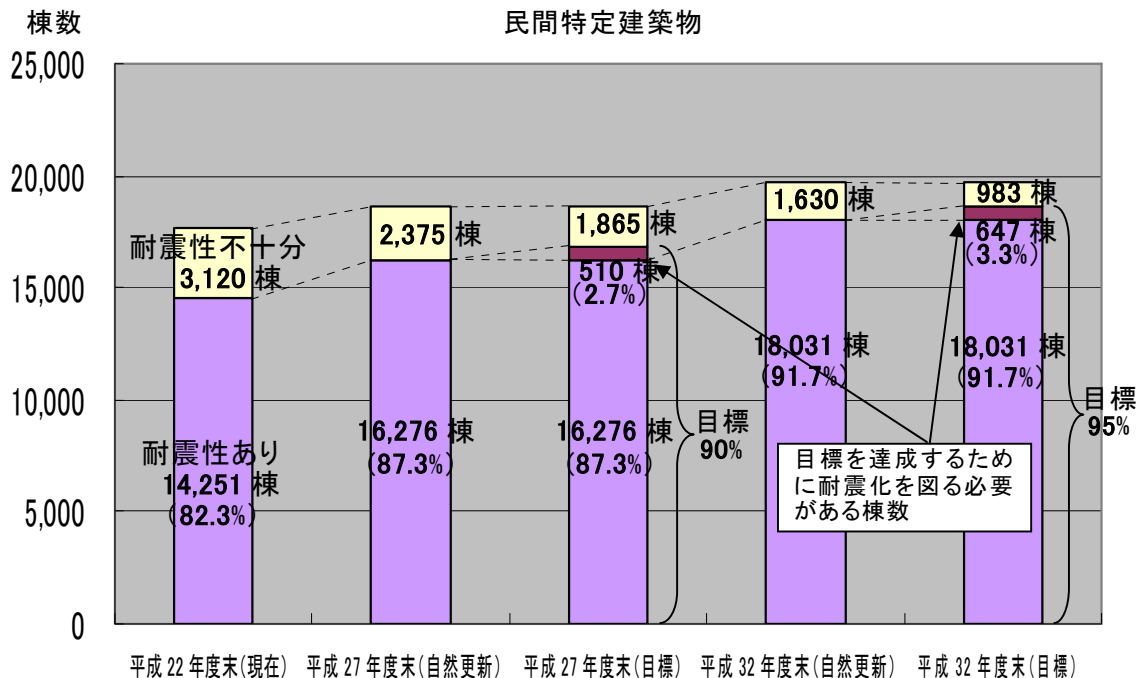
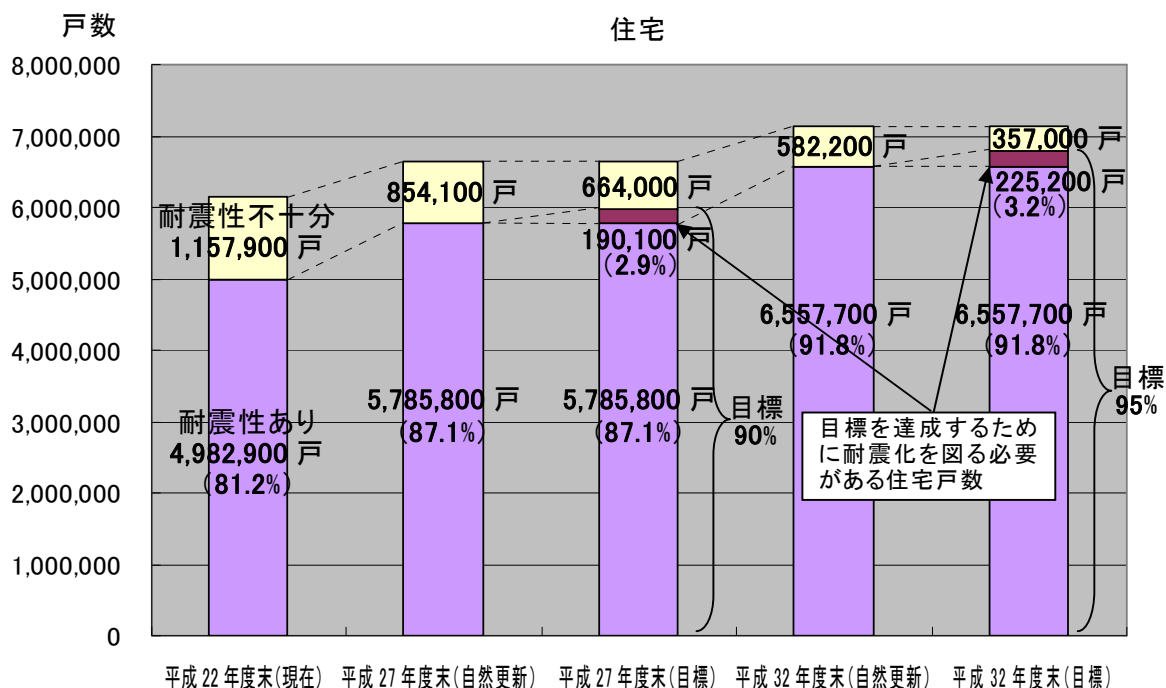
※5 私立学校の現状の耐震化率は、高等学校、小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園の合計値

※6 私立小中学校の耐震化率100%の目標は、平成25年度末

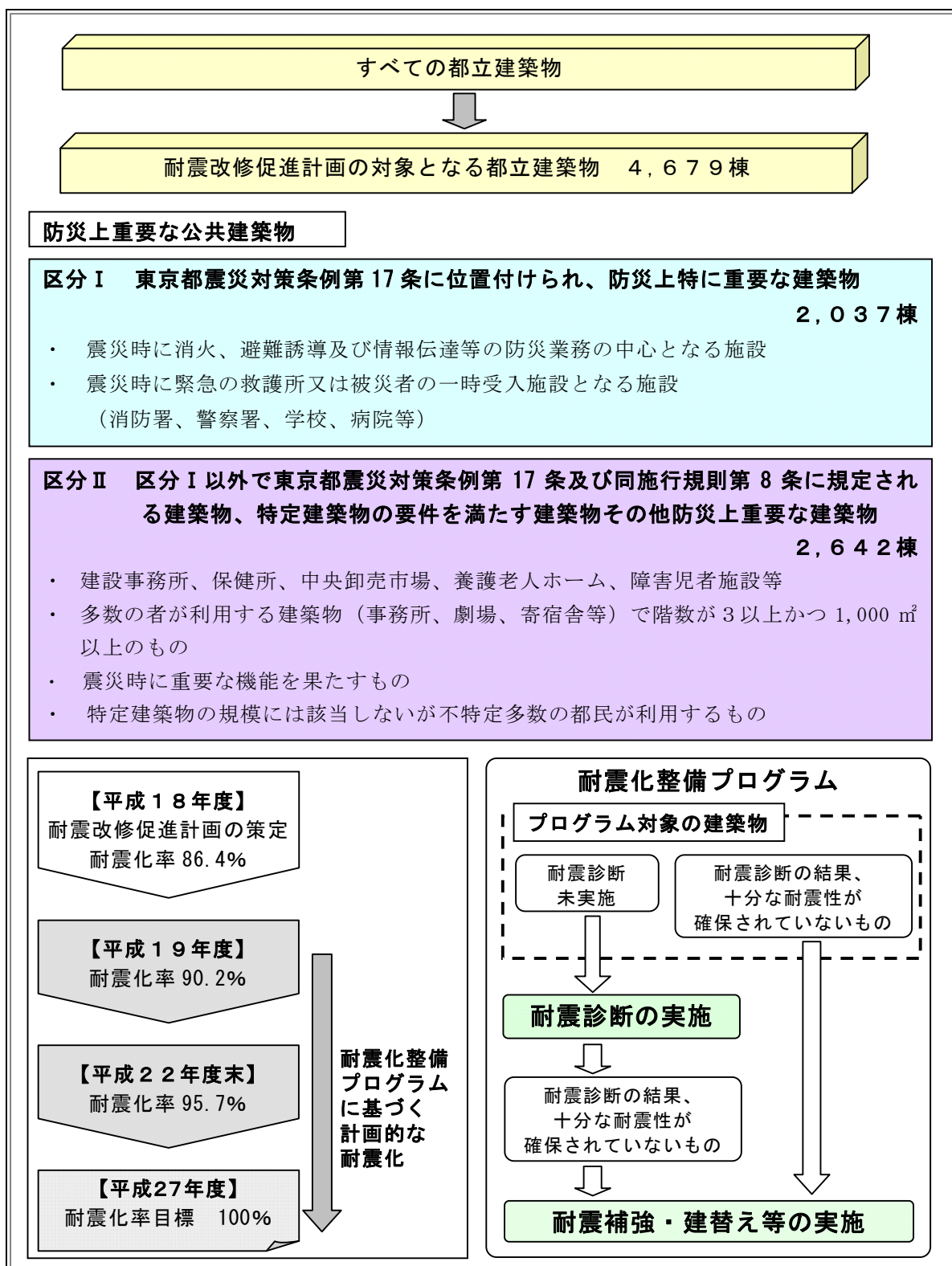
■ 民間特定建築物の耐震化率の目標設定



■ 耐震化の目標達成に必要な住宅・民間特定建築物の数



■ 都立建築物の耐震化の考え方 ※区市町村立も都立の取組に準じる。



【参考】

○東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）

第17条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

- 1 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物
- 2 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

○東京都震災対策条例施行規則（平成13年東京都規則第52号）

第8条 条例第17条第1号のその他の官公庁建築物は、次に掲げるものとする。

- 1 消防署、警察署、都の本庁舎、地域防災センター及び防災通信施設
- 2 建設事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所及び空港管理事務所
- 3 治水事務所及び東京港防災事務所
- 4 都立葬儀所
- 5 保健所、浄水場、給水所及び下水処理場
- 6 防災備蓄倉庫及び中央卸売市場
- 7 災害対策住宅及び職務住宅

2 条例第17条第2号のその他これらに準ずる建築物は、次に掲げるものとする。

- 1 東京都養護老人ホーム条例（平成11年東京都条例第136号）に規定する養護老人ホーム及び東京都立ナーシングホーム条例（平成11年東京都条例第135号）に規定するナーシングホーム
- 2 都立の障害児者施設、盲・ろう学校及び養護学校

第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 基本的な取組方針

- 住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、その建物所有者（以下「建物所有者」という。）によって行われることを基本とする。
- 都は、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう技術的な支援を行うものとする。
- 都は、公共的な観点から必要がある場合に、財政的支援を行うものとする。
- 都は、耐震診断及び耐震改修を促進させるため、区市町村及び関係団体と十分連携して取り組む。

《建物所有者の主体的な取組》

- ・ 住宅・建築物の耐震化の促進に当たっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠である。
- ・ 地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要がある。

《都の支援》

- ・ 都は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとする。
- ・ 都は、震災対策上公共性が高いなど、公共的な観点から必要がある場合に、財政的支援を行うものとする（現在、都が実施している助成制度の概要は参考資料14参照）。

《関係者との連携》

- ・ 都、区市町村、関係団体及び建物所有者等¹²は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとする。

¹² 建物所有者等 住宅・建築物の所有者及び管理者をいう。

(東京都)

- ・ 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、指導、助言、指示等を行う。
- ・ 耐震化推進条例に基づく指導、助言、指示、命令、公表等を行う。
- ・ 建築基準法に基づく勧告又は命令を行う。
- ・ 行政、建築関係団体、建築物を所有又は管理する団体から構成される協議会において、本計画の推進を図る。
- ・ 耐震診断及び耐震改修の進捗状況について情報収集を行う。
- ・ 区市町村の耐震改修促進計画の策定に当たり、助言及び技術的支援を行う。

(区市町村)

- ・ 本計画と整合を図りながら、区市町村における耐震改修促進計画を策定する。
- ・ 耐震診断及び耐震改修の進捗状況について情報収集を行う。
- ・ 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、指導、助言、指示等を行う（耐震改修促進法第2条第3項に基づく所管行政庁¹³である区市の場合）。
- ・ 耐震化推進条例に基づく指導、助言、指示等を行う（耐震改修促進法第2条第3項に基づく所管行政庁¹³である区市の場合）。
- ・ 建築基準法に基づく勧告又は命令を行う（建築基準法第2条第35号に基づく特定行政庁である区市の場合）。

(関係団体)

- ・ 建築関係団体、建物所有者等の関係団体は、団体のもつ専門的知見や人材ネットワークなどを活用し、都及び区市町村と連携を図りながら、本計画を実施する。
- ・ 建築及び防災に関する相談、耐震診断業務等を都内で実施している財団法人、社団法人等の建築関係団体は、特に、耐震相談窓口の設置や、技術者の育成及び技術力の向上に努める。

(建物所有者等)

- ・ 建物所有者等は、耐震診断及び耐震改修の実施について、自らの問題として認識し取り組む。特に、特定建築物の所有者は、多数の者が利用する特定建築物の安全性の確保の重要性について十分に認識し、耐震化に努めなければならない。

¹³ 所管行政庁 建築主事を置く市町村及び特別区においてはその長、その他の市町村は、都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により特別区の区域内の政令で定める建築物(延べ面積が10,000㎡を超える建築物等)については、都道府県知事をいう。

2 重点的に取り組むべき施策

(1) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道建築物の耐震化

- 都は、耐震改修促進法第5条第3項第1号の地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、同法第6条第3号の道路閉塞を起こす可能性の高い建築物を対象として重点的に耐震化を促進する。
- 区市町村は、地域性を考慮して、区市町村耐震改修促進計画において閉塞を防ぐべき道路を指定する。
- 指定した道路の沿道の対象建築物については、平成27年度までに耐震化を図るものとする。
- 指定した道路の沿道の対象建築物に対しては、耐震改修促進法に基づく指導、助言を積極的に行う。
- 都が指定した緊急輸送道路の沿道の対象建築物に対しては、公共的な観点から必要な支援を講ずる。
- 耐震化推進条例に基づき、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある緊急輸送道路を指定し、その道路に面する建築物の所有者に対して、耐震化状況の報告、耐震診断を義務付けるなど、耐震化を重点的かつ集中的に取り組んでいく。

- ・ 地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障を来し、甚大な被害につながるおそれがある。
- ・ また、地震発生後の緊急物資等の輸送や、復旧・復興活動を困難にさせることが懸念される。
- ・ このため、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路をあらかじめ指定し、沿道建築物について、重点的に耐震化を促進する。

《閉塞を防ぐべき道路の指定》

- ・ 都は、東京都地域防災計画における緊急輸送ネットワークとの整合を図った上で、耐震改修促進法第5条第3項第1号の地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定する。
- ・ 区市町村は、地域特性を考慮して、区市町村が定める耐震改修促進計画において閉塞を防ぐべき道路を指定する。
- ・ 区市町村が定める耐震改修促進計画において指定した沿道建築物の耐震化を促進する道路については、当該計画の策定をもって東京都耐震改修促進計画において指定したものとみなす。

《沿道の建築物の耐震化》

- ・ 重点的に耐震化を図る建築物は、耐震改修促進法第6条第3号に定める、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物を対象とする。
- ・ 指定した道路の沿道の対象建築物については、震災対策上、重点的に耐震化を図るため、耐震改修促進法に基づく指導、助言を積極的に行うとともに、都が指定した緊急輸送道路の沿道の対象建築物に対しては、公共的な観点から必要な支援を講ずる。

《条例の制定》

- ・ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を一刻も早く進め、震災時の広域的な救援活動や復旧・復興の大動脈を確実に確保するため、都は、耐震化推進条例を平成23年3月に制定した。
- ・ 特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある緊急輸送道路を特定緊急輸送道路として指定し、その道路に面する建築物の所有者に対して、耐震診断等を義務付ける。

《特定緊急輸送道路の指定》

- ・ 特定緊急輸送道路は、緊急輸送道路のうち、震災時の応急対策の中核機能を担う防災拠点、空港や港湾などを結ぶ道路、他県からの緊急物資や救援活動の受入れのための主要な道路などとする。
- ・ 特定沿道建築物の耐震化を重点的かつ集中的に取り組むことにより、沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を路線全体にわたって早期に防止する。

《耐震診断等の義務》

- ・ 条例に基づき、特定沿道建築物の所有者等に「耐震化状況報告書」の提出や耐震診断の実施を義務付ける。
- ・ また、拡充した助成制度を活用するとともに、耐震化に取り組みやすい環境を整備し、区市町村と連携して耐震化を推進する。

【参考】

○ 耐震改修促進法施行令

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

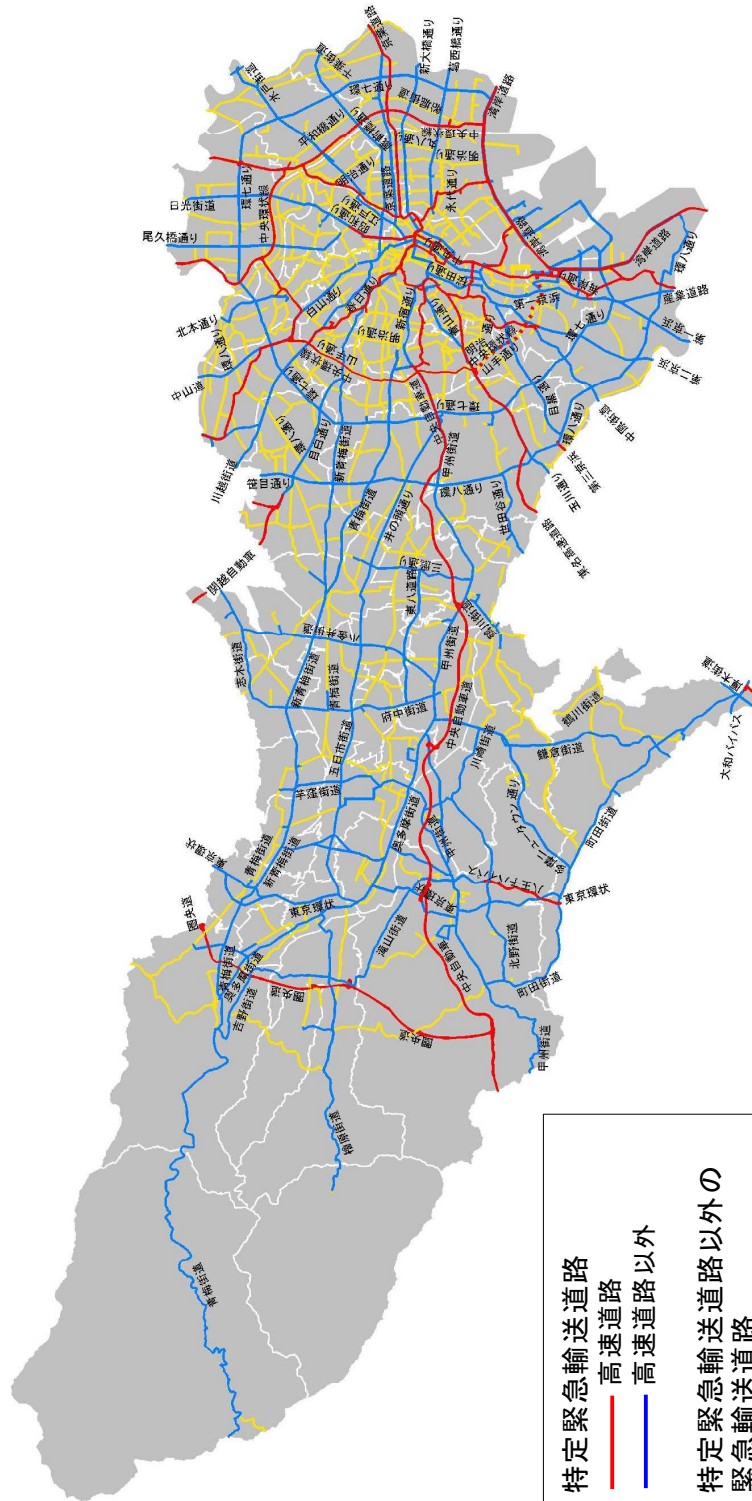
第4条 法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離



閉塞を防ぐべき道路

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として指定する道路



特定緊急輸送道路
— 高速道路
— 高速道路以外
特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路
—

(2) 木造住宅密集地域の不燃化・耐震化

- 木造住宅密集地域については、防災都市づくり推進計画¹⁴に定められた防災上、地域の危険性が高い整備地域¹⁵を対象に「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」を推進し、不燃化・耐震化を一段と加速させる。
- 整備地域内の木造住宅については、公共性の観点から、耐震診断及び耐震改修の支援を重点的に行なう。

- ・ 木造住宅密集地域では、地震の発生により住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災が引き起こされるなど、広範かつ甚大な被害につながるおそれがある。
- ・ このため、木造住宅密集地域の住宅について、重点的に不燃化・耐震化を促進することが重要である。

《木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進》

- ・ 首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、都民の生命と東京の都市機能を守るため、東京の最大の弱点である木造住宅密集地域の改善を一段と加速する必要がある。このため、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、木密地域不燃化 10 年プロジェクトを推進し、木造住宅密集地域を燃えない・壊れないまちにする。
- ・ 木造住宅密集地域整備事業¹⁶等による不燃化・耐震化の促進など、従来からの取組に加え、特に改善を必要としている地区について、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対し、地域・期間を限定して、不燃化のための特別の支援を行う新たな制度（不燃化推進特定整備地区（不燃化特区））を構築し、区と連携して不燃化建替え等を推進する。
- ・ 延焼遮断帯¹⁷を形成する都市計画道路の整備にあわせて、都市防災不燃化促進事業¹⁸や共同化事業等を実施し、沿道の不燃化・耐震化を進めていく。

《整備地域内の木造住宅に対する助成制度》

- ・ 住宅の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者等によって行われ

¹⁴ 防災都市づくり推進計画 平成 16 年 3 月に東京都震災対策条例第 13 条の規定に基づき策定された震災に強い都市づくりに関する計画

¹⁵ 整備地域 東京都震災対策条例第 13 条第 2 項に位置付けられる整備地域

¹⁶ 木造住宅密集地域整備事業 木造住宅が密集し、特に老朽住宅の立地割合が高く、かつ道路・公園などの公共施設等の整備が遅れている地域において、老朽住宅等の建替えを促進するとともに、道路・公園などの公共施設を整備することにより、当該地域を包含する自治体に対して都が支援し、防災性向上と居住環境の整備を総合的に行う事業

¹⁷ 延焼遮断帯 大地震時に市街地大火を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間

¹⁸ 都市防災不燃化促進事業 大地震時の延焼防止と避難者の安全を確保するため、不燃化促進区域内における耐火建築物の建築に対して助成金を交付することにより、不燃化の促進を図る事業

ることが基本である。

- ・ しかし、住宅の倒壊により道路閉塞を引き起こす可能性が高い地域など、震災対策上、公共性が高い地域の住宅については、耐震化の促進を積極的に支援する。
- ・ このため、都では、木造住宅密集地域のうち、整備地域における木造住宅を対象とした耐震診断及び耐震改修並びに建替えに対する助成制度を平成18年度に創設した。
- ・ 平成22年度には、段階的に実施する改修工事や除却工事も助成対象とし、制度を拡充したところであり、今後とも、本制度を積極的に活用し、区の助成制度、普及啓発に関する事業などとも十分連携して、木造住宅の耐震化を促進する。

■ 都の助成制度の概要（モデルケース）

■ 耐震診断・補強設計の場合
算定のモデル：1棟 15万円

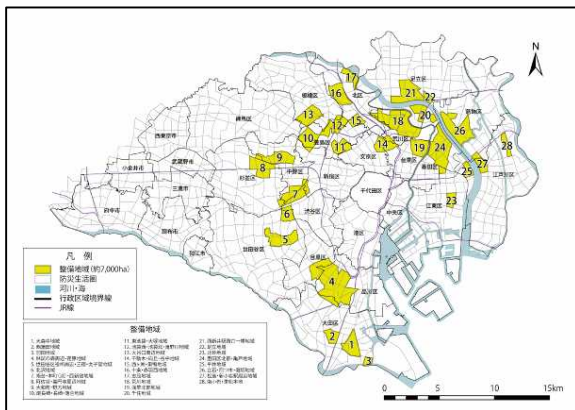
	自己負担	国	都	区
負担割合	1/3	1/3	1/6	1/6
負担額	5	5	2.5	2.5(万円)

主な条件：整備地域内にある木造住宅

■ 耐震改修・建替えの場合
算定のモデル：1棟 150万円

	自己負担	国	都	区
負担割合	1/2	4.5/20	5.5/40	5.5/40
負担額	75	33	21	21(万円)

主な条件：整備地域内にある木造住宅（幅員6m以下の道路に面するもの）



整備地域



木造住宅密集地域内の状況

(3) 重点的に耐震化を図るべき建築物

- 防災上重要な公共建築物のうち、東京都震災対策条例第 17 条に位置付けられる防災上特に重要な建築物について、早期に耐震化を推進する。
- 民間特定建築物等¹⁹のうち、防災上特に重要な学校や病院、災害時要援護者が利用する福祉施設等、不特定多数の者が利用する百貨店やホテルなどについて、重点的に耐震化を促進する。
- 区分所有者等による合意形成が難しい分譲マンションについて、重点的に耐震化を促進する。
- 耐震化の進捗が遅れている木造住宅について、重点的に耐震化を促進する。

ア 防災上重要な公共建築物

- ・ 防災上重要な公共建築物は、多数の都民に利用されるとともに、災害時の活動拠点、避難施設等として重要な役割を担っている。
- ・ また、地方公共団体は、民間建築物の耐震化を先導していくことが重要であり、率先して防災上重要な公共建築物の耐震化を推進していく。

《計画的な取組による耐震化の推進》

- ・ 都立建築物については、耐震化整備プログラムに基づき、防災上重要な公共建築物の耐震化を推進する。
- ・ 区市町村立建築物についても、耐震診断の実施状況を公表するとともに、耐震化に関する整備プログラムを策定し、耐震改修等を計画的に進めていく。
- ・ 整備プログラムは、重点化を図りながら着実な耐震化を進めるため、防災上の重要性を考慮し、都の区分に準じて区分し、区分 I を優先的に年次計画を定める。

《公立小中学校等の耐震化》

- ・ 公立の小中学校や幼稚園について、区市町村が行う耐震改修等の費用を助成するとともに、技術的な知識を持つ人材の確保を支援し、耐震化を平成24年度までに完了する。

イ 民間特定建築物等

- ・ 都内には、多数の者が利用する民間特定建築物等が多数集積し、都民の生活や福祉、経済活動の促進に大きな役割を果たしている。都民の生命の保護と経済活動における減

¹⁹ 民間特定建築物等 民間特定建築物とそれ以外の民間福祉施設等をいう。

災を凶るため、民間特定建築物等の耐震化を促進することが重要である。

- ・ 民間特定建築物等の中でも、不特定多数の者が利用する建築物や災害時要援護者が利用する建築物は、震災による倒壊被害が甚大になるおそれがあるため、重点的に耐震化を促進する。

《多様な施策による耐震化の推進》

- ・ 耐震化推進都民会議等を活用するなど、関係団体と連携して、情報提供や普及啓発を建物所有者に対して行っていく。
- ・ 各所管行政庁と連携し、耐震改修促進法に基づく指導、助言等を行う。

《不特定多数の人が利用する大規模な民間特定建築物の耐震化》

- ・ 不特定多数の者が利用し、震災時に一時的な待機場所となりうるホテルや、劇場等の大規模な民間建築物に対しては、耐震化の取組を強く働きかけるとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示、公表等の制度を活用し、耐震化を促進する。

《災害拠点病院の耐震化》

- ・ 震災時の医療活動の拠点となる災害拠点病院に対し、耐震診断や耐震改修等への助成制度を活用して施設の耐震化を促進する。
- ・ 医療機関への耐震化に関する相談や提案等を行うとともに、技術的助言を要請する施設に対しアドバイザーを派遣する。

《私立学校、保育所の耐震化》

- ・ 私立学校の耐震診断や耐震改修等の費用を助成するとともに、新たに建築士を未耐震の学校に派遣し、各学校の実情に応じた耐震化へのアドバイスをすることなどにより、早期の耐震化を支援し、小中学校については平成25年度までに耐震化を完了する。
- ・ 保育所（民間の自己所有建物）の耐震診断や耐震改修の費用を助成するとともに、工事期間中に必要となる仮設施設の整備及び土地の賃借に係る費用を助成し、耐震化を一層促進する。

《高齢者等が利用する社会福祉施設等の耐震化》

- ・ 高齢者や障害者等が利用する社会福祉施設等（民間の自己所有建物）の耐震診断や耐震改修費用を助成するとともに、工事期間中に必要となる仮設施設の整備に係る費用を助成し、耐震化を一層促進する。
- ・ 社会福祉施設等への個別訪問などを通じて、耐震化に関する相談や提案等を行うとともに、技術的助言を要請する施設に対しアドバイザーを派遣する。

ウ 分譲マンション

- ・ 分譲マンションのストック数（住宅着工統計）は150万戸を超え、都民の一般的な居住形態となっている。
- ・ 分譲マンションの耐震診断・改修に当たっては、多くの区分所有者等による合意形成が不可欠であり、いったん罹災した場合、その再建には通常の建築物以上に困難を伴うことが多い。
- ・ このため、分譲マンション入居者がその居住する建築物の耐震性能を十分に把握し、あらかじめ必要な措置を講じられるようにしておくことが重要である。

《耐震診断・耐震改修の促進》

- ・ 分譲マンションに対し、マンション改良工事助成や区市町村と連携した耐震アドバイザー派遣、耐震診断、耐震改修助成制度などを活用し、早期の耐震診断、耐震改修を促進する。
- ・ 集中的な啓発活動を、都が先導して実施することで耐震化を促進させるため、区市町村と連携しながら「マンション啓発隊」を組織し、地域ごとのセミナーの開催・マンション管理組合等への訪問による啓発を実施する。
- ・ ピロティの補強など耐震性能を向上させる改修を進めるための取組について、検討していく。

エ 木造住宅

- ・ 震災時に、都民の生命・財産の保護、地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化を促進することは重要である。
- ・ 都内の住宅の耐震化率は、平成 22 年度末の時点で 81.2%であり、そのうち木造戸建住宅の耐震化率は 68.6%にとどまっている。
- ・ 耐震化を促進するためには、まず建物所有者自らがその必要性を認識し、主体的に取り組むことが不可欠である。東日本大震災を受け、都民の関心も高まっていることから、この機を捉え、建物所有者に対する普及啓発や技術的支援に更に取り組んでいく。

《個別訪問等による耐震診断の促進》

- ・ 耐震化を促進するには、建物所有者が自らの住宅の耐震性能を把握することが重要である。そのため、耐震診断を実施していない住宅の建物所有者を対象として、より一層の普及啓発を行う。
- ・ 耐震診断の実施について、区市町村が個別に働きかける「ローラー作戦」を連携して推進する。あわせて、木造住宅を対象に簡易診断等を実施する技術者を派遣するな

どにより、建物所有者が耐震性能を把握する環境を整備する。

- ・ 都は、関係団体への協力要請を行うとともに、区市町村による取組の促進を図るため、区市町村に対して必要な支援を行う。

《省エネリフォームにあわせた耐震化の促進》

- ・ 内外装材の撤去等を伴うことが多い耐震改修工事は、省エネリフォーム工事と同時実施することで工期や費用の面で効率的に実施することができる。
- ・ このため、広報紙やパンフレット等を通じ、省エネリフォームの機会にあわせた耐震診断・耐震改修の実施を推奨していく。また、関係団体と連携して、省エネリフォームの機会にあわせた耐震診断・耐震改修の実施を促進する。
- ・ 木造住宅の所有者は高齢者世帯であることが多く、今後、バリアフリー工事を実施することが見込まれる。今後は、バリアフリー工事の機会にあわせた耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

《耐震化の促進に向けた財政的な支援》

- ・ 都は、木造住宅密集地域のうち、防災都市づくり推進計画に定められた防災上、地域の危険性が高い整備地域の木造住宅について、耐震診断・耐震改修等の費用を助成する。
- ・ 都は、地震による住宅倒壊から生命を守るため、高齢者・障害者を対象に、耐震シェルターや防災ベッド等の設置費用を助成する。
- ・ 住宅の耐震化促進のため、区部で行われた建替えや耐震改修を対象に、固定資産税・都市計画税を一定期間全額減免する、都独自の耐震化促進税制による優遇措置を行う。

3 耐震化を促進するための環境整備

- 建物所有者等が安心して耐震診断・耐震改修を実施できるよう、相談体制、普及啓発及び情報提供の充実を図る。
- 木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及を図る。
- 耐震診断技術者・改修施工者の育成と情報提供を行う。

《相談体制・普及啓発・情報提供》

- ・ 住宅・建築物の耐震化を促進するには、まず、建物所有者等が耐震化の必要性や重要性について十分に認識することが必要である。このため、ホームページやパンフレット、講習会等の様々な機会を活用し、耐震診断及び耐震改修に関して普及啓発を行う。
- ・ また、建物所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう、相談窓口を整備するとともに、助成制度や耐震改修促進税制・住宅ローン減税等の支援策についても、適切に情報提供を行う。
- ・ 宅地建物取引業法が改正され、平成18年4月から施行されたことに伴い、宅地建物取引業者に義務付けている重要事項説明において、耐震診断の結果に関する事項が追加された。この改正の内容について、関係団体等と連携して都民に周知の徹底を図り、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進していく。

《木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及》

- ・ 耐震改修の促進を阻害する要因として、室内の工事に要する期間や工事費への負担感などが挙げられる。
- ・ また、様々な耐震改修工法や技術が開発されているにもかかわらず、改修工法の適切な選択が難しい、地震にどの程度有効な改修工法なのか不安があるなどの理由から、木造住宅の耐震化が十分に進んでいない。
- ・ そこで、耐震改修工法の簡素化やコストダウンを促進し、具体的な事例や実物を展示会等を活用して都民や施工者等にわかりやすく紹介する。
- ・ また、本格的な耐震化に取り組みたくても、条件によってはすぐには本格的な耐震化に取り組めない場合は、建築物が倒壊しても人命を守ることのできる防災用ベッド等の装置が有効であるため、これらの装置の普及を図る。
- ・ さらに、木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置について、優れたアイデアや事例を広く募集し、一定の評価を受けたものを都民に紹介することにより、木造住宅の耐震化を促進する。

《信頼できる耐震診断技術者等の情報提供》

- ・ 都民が安心して住宅・建築物の耐震化に取り組むためには、身近で信頼できる設計者や工務店の役割が重要となる。
- ・ しかし、耐震診断及び耐震改修を行う場合の相談先や依頼先がわからない、信頼できる設計者や工務店を紹介してほしいという問い合わせが未だ多い状況である。こうした中で、「耐震」に名を借りた悪質な訪問販売による被害も生じており、都民は、耐震診断及び耐震改修の実施に対し、不安感や不信感を抱いている。
- ・ このため、設計者や工務店の資質や技術力の育成とともに、信頼できる設計者や工務店に関する情報を提供する。
- ・ 木造住宅の耐震診断・補強設計には、高度な知識と判断力を要する。このため、耐震診断・補強設計に関し一定の水準を満たした技術者を育成するとともに、これらの技術者が所属し、業務を適切に実施することができる建築士事務所を審査した上で、名簿に登録し、都民に情報提供する。
- ・ 工務店については、施工業者の関係団体とも連携して講習会を開催するなど、耐震補強の技術や実務に関する必要な知識等を付与して技術力を高めるとともに、講習会の受講者リストを作成して都民に情報提供する。

《特定緊急輸送道路の沿道建築物に関する相談窓口等の整備》

- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者が、限られた期間内に円滑に建築物の耐震化に取り組むためには、条例や助成制度の内容のほか、耐震化に関する技術的な相談を気軽にできる環境を整備することが重要である。
- ・ そこで、専用の相談窓口を設置し、所有者からの相談問合せに総合的に対応する。
- ・ また、所有者が安心して耐震診断を実施できるよう、建築関係団体と連携し、診断技術者の登録や紹介をする仕組みを整備する。

《都独自の耐震マーク表示制度による耐震化の促進》

- ・ 耐震性のあることが一目でわかる都独自のマーク表示制度により、都民の耐震化への意識や気運を高め、耐震化に向けた取組を強く促していく。
- ・ 耐震マーク表示制度は、新耐震基準の建築物も含めた都内すべての耐震性のある建築物を対象とする。

4 その他の施策

- 耐震改修の促進に資するため、必要がある場合には、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき、一定の条件の下、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第6条に規定する特定優良賃貸住宅²⁰を仮住居として活用することができる。
- 都市再生機構及び東京都住宅供給公社のもつ専門的な知見と豊富な経験を活用し、共同住宅の耐震診断及び耐震改修を促進する。

《特定優良賃貸住宅の活用》

- ・ 住宅の所有者が耐震改修の工事を行う際、場合によっては、その住宅に居住することができなくなることも考えられる。
- ・ そこで、住宅の所有者が、仮住居として特定優良賃貸住宅を活用できるよう、本計画に位置付ける。

《都市再生機構及び東京都住宅供給公社による耐震診断及び耐震改修》

- ・ 耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定により、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社が行う耐震診断及び耐震改修は、以下の基準により実施するものとする。
 - ア 管理組合等からの委託により行うものとする。
 - イ 原則として、区分所有による共同住宅等を対象とする。

²⁰ 特定優良賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年5月21日法律第52号）に基づき、一定の条件を満たした良質な賃貸住宅を中堅所得者向けに供給するため、民間事業者等に対して建設費や家賃の減額に対する補助を行い建設される住宅

第4章 普及啓発

1 地震防災マップ（地震ハザードマップ）の作成・公表

- 区市町村は、都が策定する地震に関する地域危険度測定調査等を活用し、地震に関する地域の危険度を周知することにより、住民に対して耐震診断及び耐震改修の普及啓発を図る。
- 都は、区市町村による地域危険度調査の活用について、技術的な面から必要な支援を行う。

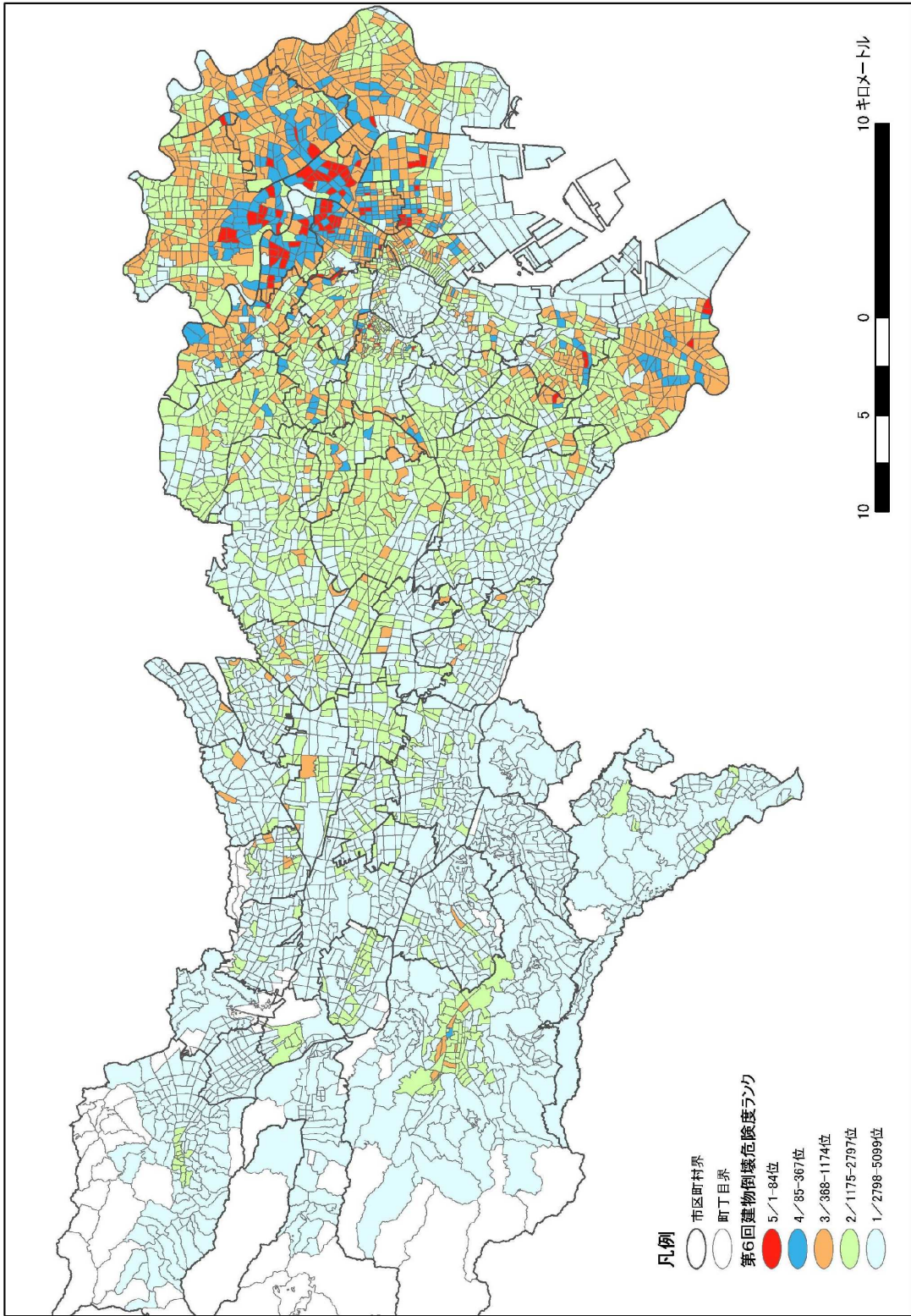
- ・ 都民自らが耐震診断及び耐震改修を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。このため、区市町村は、住民に対し、地震に関する地域の危険度の周知や、耐震診断及び耐震改修の普及啓発を図る。
- ・ 都は、東京都震災対策条例に基づき、おおむね5年ごとに地震に関する地域危険度測定調査を実施し、公表している。区市町村は、この調査等を活用し、地震に関する地域の危険度等を周知する。
- ・ 区市町村が、都の地震に関する地域危険度調査を活用せずに、地盤の揺れやすさ、地震に関する地域の危険度等を明示する地震防災マップを独自に作成する場合は、原則として町丁目単位で危険度を表すものとする。

【参考】

○地震に関する地域危険度測定調査

東京都震災対策条例第12条の規定に基づき、以下の目的でおおむね5年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査するもの

- ア 地震に強い都市づくりの指標とする。
- イ 震災対策事業を実施する地域を選択する際の参考とする。
- ウ 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。



建物倒壊危険度（資料「第6回地域危険度測定調査報告」）

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

- 都及びすべての区市町村は、都民からの問い合わせに適切に対応できるよう、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置する。
- 耐震診断及び耐震改修に関する各種パンフレット等を作成し、情報提供の充実を図る。

《相談体制の整備》

- ・ 住宅・建築物の耐震化を促進するためには、助言や情報提供を適切に行うなど、建物所有者等のニーズに的確に対応することが重要である。
- ・ このため、都及びすべての区市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置する。
- ・ 相談窓口の設置に当たっては、耐震診断及び耐震改修や住宅リフォームなどの関係部署が連携し、都民にとってわかりやすいものとなるよう努める。
- ・ 区市町村は、専門的な事項については、関係団体等と十分に連携・協力して対応するよう努める。

《情報提供の充実》

- ・ 都は、耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットを作成し、都の窓口で配布しているほか、区市町村や関係団体に配布し、耐震診断及び耐震改修の必要性について広報している。
- ・ 今後も建築物防災週間や総合防災訓練などのイベントを利用して、パンフレット等を配布し、情報提供を充実させていく。

第5章 総合的な安全対策

1 所管行政庁との連携

- 所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第7条第1項の規定に基づく指導、助言を実施するよう努める。
- 指導等に従わないもののうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要な建築物の所有者に対しては指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、その旨を公表するものとし、公表を行ったにもかかわらず耐震改修等を行わない場合は、建築基準法に基づく勧告又は命令を行うことを検討する。
- 都及び所管行政庁である区市は、耐震化推進条例に基づき、特定沿道建築物の所有者に対して、指導、助言等を実施するよう努める。
- 耐震診断の実施に関する指導等に従わない者に対しては指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、その旨の公表、耐震診断の実施に関する命令を行う。

耐震診断及び耐震改修を促進し、目標を達成するためには、所管行政庁が連携し、耐震改修促進法及び耐震化推進条例に基づく指導、助言等を効果的に行うことが必要である。

《対象建築物》

- ・ 指導及び助言の対象建築物は、耐震改修促進法第6条第1項に定める特定建築物とする。
- ・ 指示の対象建築物は、耐震改修促進法第7条第2項に定める特定建築物とする。

《重点的に指導等を行う建築物》

- ・ 防災拠点の確保や、地震被害の軽減を図るため、原則として、以下の特定建築物について、重点的に指導等を行う。
 - ア 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道の特定建築物
 - イ 学校、病院などの防災上特に重要な特定建築物
 - ウ ホテル、百貨店などの不特定多数の者が利用する特定建築物
 - エ 老人福祉センターなどの特定多数の者が利用する特定建築物
 - オ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物

《耐震改修促進法による指導、助言等の実施》

- ・ 耐震改修促進法による指導等は、以下のとおり実施する。

ア 耐震改修促進法第7条第1項に基づく指導及び助言

対象となる特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明して、その実施を促す。指導及び助言は、啓発文書の送付や説明会の開催を始め、確認申請時の指導啓発等の機会を活用して行う。

イ 耐震改修促進法第7条第2項に基づく指示

指導及び助言により、耐震診断又は耐震改修の実施を促してもなお実施しない場合は、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行う。

ウ 耐震改修促進法第7条第3項に基づく公表

指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、指示に従わず、必要な耐震診断又は耐震改修を実施しない場合は、その旨を公表する。公表に当たっては、建物所有者による耐震診断又は耐震改修の実施計画の有無など、計画的な耐震診断・耐震改修の実施の見込みを勘案して判断する。

公表は、耐震改修促進法に基づくことを明示し、公報への登載や、ホームページへの掲載等の方法によるものとする。

《建築基準法による勧告又は命令の実施》

- ・ 原則として、耐震改修促進法第7条第3項に基づく公表を行ったにもかかわらず、建物所有者が耐震改修を行わない建築物のうち、建築基準法第10条の規定に該当する建築物についてはその建物所有者等に対し、同条の規定に基づく勧告又は命令を行うことを検討する。

《耐震化推進条例による指導、助言等の実施》

- ・ 耐震化推進条例による指導等は、以下のとおり実施する。

ア 耐震化推進条例第9条第1項に基づく耐震化状況に関する指導、助言

特定沿道建築物の所有者等に対し、耐震化状況報告の必要性を説明し、その実施を促す。指導及び助言は、説明文書の送付や説明会の開催等により行う。

イ 耐震化推進条例第11条第1項に基づく耐震化に関する指導、助言

特定沿道建築物の所有者に対し、特定沿道建築物の耐震化の必要性を説明し、その実施を促す。指導及び助言は、啓発文書の送付、説明会の開催、個別訪問等により行う。

ウ 耐震化推進条例第11条第2項に基づく耐震化に関する指示

特定沿道建築物の所有者が、指導及び助言により、耐震診断の実施を促してもなお実施しない場合は、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行う。

エ 耐震化推進条例第12条第1項に基づく耐震診断を実施しない場合の公表

特定緊急輸送道路ごとに知事が定める日までに、正当な理由がなく必要な耐震診断を実施しないとき及び指示を受けた特定沿道建築物の所有者が、当該指示に係る期限経過後も、正当な理由がなく必要な耐震診断を実施しないときは、耐震診断が実施されていない旨及び当該特定沿道建築物の所在地等を公表する。

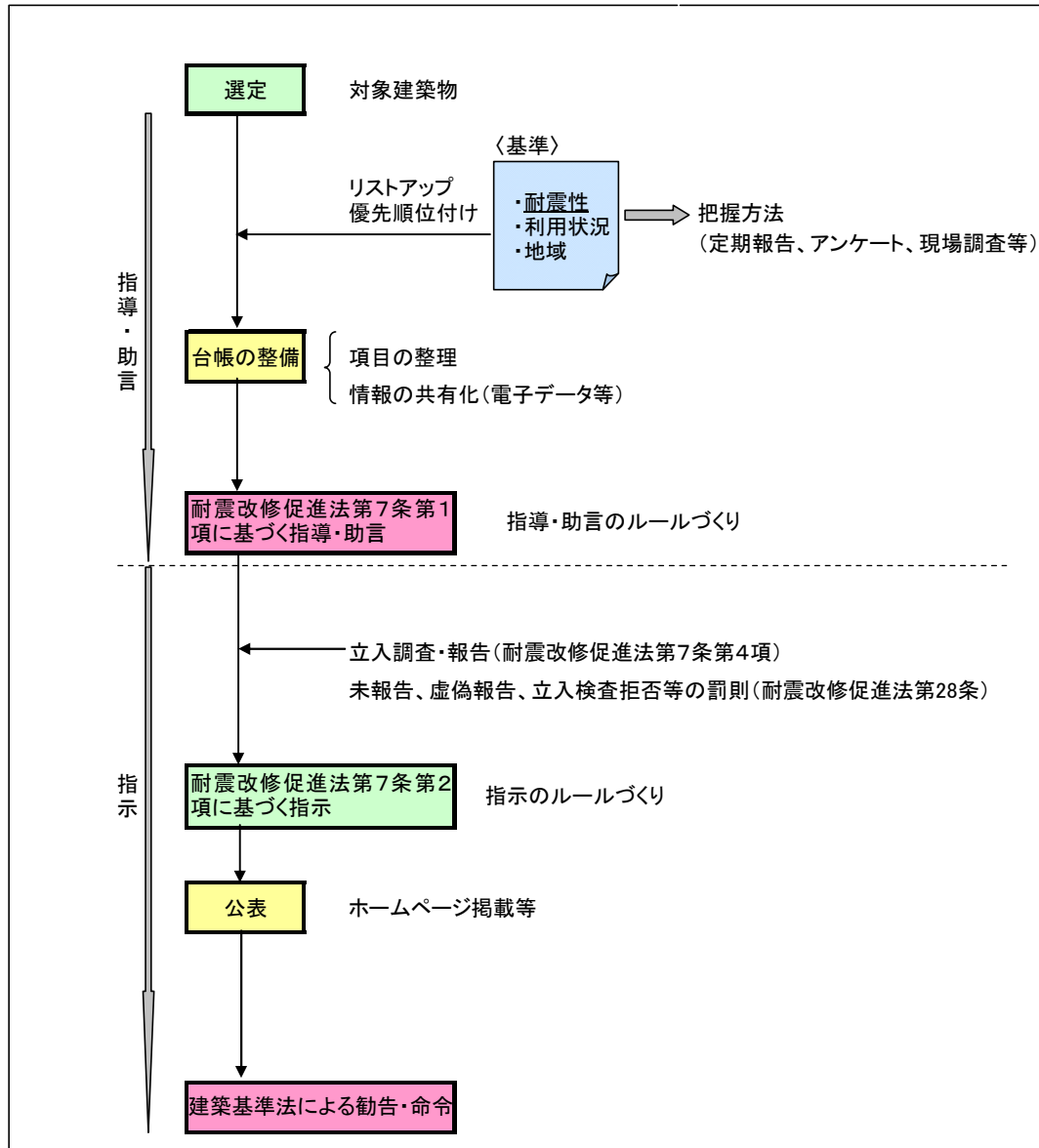
エ 耐震化推進条例第13条に基づく耐震診断実施命令

指示を受けた特定沿道建築物の所有者が、当該指示に関する期限経過後も、なお、正当な理由がなく必要な耐震診断を実施しないときは、当該所有者に対し、期限を定めて、当該指示に係る耐震診断を実施すべきことを記載した文書を交付して命ずる。

オ 耐震化推進条例第14条に基づく耐震改修等実施勧告

特定沿道建築物が耐震化指針に定める地震に対する安全性の基準に適合していないと認めるときは、当該特定沿道建築物の所有者に対し、具体的な事項を記載した文書を交付して耐震改修等を実施するよう勧告する。

【参考】所管行政庁による耐震改修促進法の指導等の流れ（例）



2 区市町村・関係団体との連携

- 原則として、すべての区市町村において、区市町村耐震改修促進計画を策定するものとする。所管行政庁である区市は必ず策定するものとする。
- 都は、区市町村、建築関係団体等と適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組むものとする。

《区市町村耐震改修促進計画》

- ・ 耐震改修促進法では、区市町村における耐震改修促進計画の策定は任意とされている。
- ・ しかし、首都直下地震の発生は切迫している状況であり、人口や建物等が集中している都内では、想定される被害も大きいことから、区市町村においても、主体的かつ積極的に住宅・建築物の耐震化に取り組むことを求められている。
- ・ 現在、23区26市2町において、耐震改修促進計画が策定されているが、原則として、すべての区市町村において、耐震改修促進計画を策定し、住宅・建築物の耐震化を促進するものとする。
- ・ 区市町村耐震改修促進計画は、以下の方針に基づき策定するものとする。
 - ア できるだけ早期に策定する。
 - イ 計画期間は、策定年度から平成27年度または平成32年度までとする。
 - ウ 定めるべき事項については、本計画及び区市町村の地域防災計画等との整合を図るとともに、地域の状況を考慮して策定する。
 - エ 区市町村は、区市町村耐震改修促進計画の策定に当たって、都と十分な調整を行うものとする。

【参考】

- 区市町村耐震改修促進計画の記載事項例
 - 1 基本方針
 - (1) 想定する地震の規模、被害の状況
 - (2) 耐震化の現状
 - (3) 耐震化の目標
 - 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
 - (1) 基本的な取組方針
 - (2) 重点的に取り組むべき施策
 - ・ 区市町村が実施する補助事業
 - ・ 重点的に耐震化すべき区域
 - ・ 優先的に耐震化に着手すべき建築物
 - (3) 耐震化を促進するための環境整備

- (4) その他の施策
- 3 普及啓発
 - (1) 地震防災マップ（地震ハザードマップ）の作成・公表
 - (2) 相談体制の整備及び情報提供の充実
 - ・パンフレットの配布、講習会の開催等
 - ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導策
 - ・家具の転倒防止策の推進
- 4 総合的な安全対策
 - (1) 所管行政庁・特定行政庁との連携
 - (2) 関係団体との連携
 - (3) 関連施策の推進
 - ・落下物防止対策・ブロック塀の倒壊防止対策
 - ・自治会等との連携策・取組支援策
- 5 今後の取組
 - ・関係団体による協議会の設置、協議会が検討する事業の概要等
 - ・耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項の検討

《関係団体との連携》

- ・ 都は、区市町村、建築関係団体、建物所有者等と適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組むものとする。

3 関連施策の推進

- 地震時における建築物の安全対策として、落下物防止対策、大規模空間の天井落下防止対策、ブロック塀の倒壊防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、建築物の液状化対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を促進する。
- 新たに建築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に設計及び施工が行われるよう、建築基準法に基づく建築確認、中間検査及び完了検査の実施を徹底する。

《窓ガラス・外壁タイル等の落下物防止対策》

ア 窓ガラスの落下防止

- ・ 平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、市街地にあるビルのガラスが割れ、道路に大量に落下する事態が発生した。これを機に、地震発生時の窓ガラスの落下、飛散による人身事故の危険性が改めて問題となった。
- ・ 窓ガラスの落下防止対策等に関して、これまで、各特定行政庁は以下のような実態調査と改善指導を実施している。
 - 昭和53年— 建築基準法施行令に基づく告示が改正され、窓ガラスを固定するシーリング材に硬化性のものを使用することを原則禁止
 - 昭和55年以降— 硬化性シーリング材を使用する窓ガラスの実態調査及び改善指導を実施
 - 平成17年3月以降— はめ殺し窓の窓ガラスの実態調査を行い、改善指導を実施
- ・ 今後は窓ガラスの落下防止対策について、未改修ビル等の建物所有者等へ個別に改善指導を実施していく。

イ 外壁タイル等の落下防止対策

- ・ 平成17年6月に都内のオフィスビルにおいて、外壁タイルの落下により負傷者を出す事故が発生した。これを受け、特定行政庁は、外壁タイル等の落下により危害を与えるおそれのある傾斜した外壁を有する建物所有者に対して、実態調査と改善指導を行っている。
- ・ 今後は建物所有者等から状況調査報告を得られていないものや、落下防止対策が済んでいない建築物については、状況調査の実施を督促するとともに、改善指導を継続していく。

■落下物等に関するこれまでの調査

調査年月日	調査対象	調査項目	調査結果・経過
平成17年3月から	地域防災計画に定める避難道路沿い又は容積率400%以上の地域内における昭和54年3月31日以前に着工された建築物(告示適用前の建築物)で、地階を除く階数が3以上のもの	はめ殺し窓ガラスの状況	・調査対象48棟のうち、34棟が告示の基準に不適合 ・このうち26棟が改修済み。8棟が改修指導中(平成23年9月現在)
平成17年6月から	避難道路沿い又は容積率400%以上の地域内にある建築物のうち、地階を除く階数が3以上で竣工後おおむね10年以上経過したもの及び外壁タイル等の落下により危害を与えるおそれのある傾斜した外壁をもつもの	外壁タイル等の状況	・該当する建築物約6,968棟について調査を要求し、2,662棟について調査報告あり ・このうち落下のおそれのあるとされた410棟のうち、250棟について落下防止対策済み(平成23年9月現在)

《大規模空間の天井落下防止対策》

- ・ 東日本大震災では、庁舎や公共施設の一部において、天井材の一部落下などが発生し、死傷者が出るなどの被害があった。
- ・ これまで、各特定行政庁は、体育館、屋内プール、劇場、ホール等の500㎡以上の大規模空間を有する建物所有者に対して、実態調査と改善指導を実施してきた。
- ・ 今後は、建物所有者等からの報告が得られていないものや落下防止対策が済んでいない建築物については、状況調査の実施を督促するとともに、改善指導を継続して実施していく。
- ・ 天井落下による被害を防止するため、各特定行政庁と連携し、建物所有者に対する、建築基準法に基づく定期報告制度や建築物防災週間を活用した改善指導等の取組を推進していくとともに、落下防止対策の普及啓発を実施していく。

《屋外広告物に対する規制》

- ・ 地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、屋外広告物法、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、屋外広告物の許可申請時及び設置後の維持管理に際し改善指導を行っている。
- ・ 一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置させるなどの安全の確保を図っていく。

《ブロック塀の倒壊防止対策》

- ・ 昭和53年6月の宮城県沖地震では、27人の死者の死因のうち、16人がブロック塀等の倒壊によるものであり、その危険性が問題となった。
- ・ このため、区市町村が主体となって、避難道路や通学路沿い等のブロック塀の実態調査を実施し、建築基準法に定める技術的基準を満たしていないなど、危険性が高いものに対し、必要な補強を行うよう改善指導を行ってきた。
- ・ 倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、建築物防災週間や建築確認申請時等の機会をとらえて、改善指導を行う。

《エレベーターの閉じ込め防止対策》

- ・ 平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くの住宅・建築物でエレベーターが緊急停止した。この際、エレベーターのかごの中に利用者が長時間にわたり閉じ込められるなどの被害が発生し、都民に不安や混乱を生じさせることになった。
- ・ 東日本大震災では、東北地方から東海地方にかけて210台のエレベーターの閉じ込め事例が報告された。
- ・ 閉じ込め防止対策として、リスタート機能²¹、停電時自動着床装置²²、P波感知型地震時管制装置²³等があるが、これらの装置が設置されていないエレベーターも未だ多い状況である。
- ・ このため、地震時管制運転装置などが設置されていないエレベーターの所有者に対して、パンフレットを配付するなどにより、閉じ込め防止対策の重要性を周知し、装置の設置や機器の改修を促していく。
- ・ また、関係団体等に対し、閉じ込め防止装置の積極的な設置と復旧体制の整備を働きかけ、都民の不安解消と被害防止を推進する。

²¹ リスタート機能 高層・超高層建築物などエレベーターが停止しないいわゆる急行ゾーンを有する建築物において、安全装置が作動し、階と階の間に非常停止した際、自動的に安全を確認しながら最寄り階まで運転を行って戸を開き利用者を退避させる機能

²² 停電時自動着床装置 停電を検出した際、自動的にバッテリーに切り替わり、最寄り階まで運転を行って戸を開き利用者を退避させる機能

²³ P波感知型地震時管制装置 地震の初期微動（P波）を感知した際、最寄り階まで自動的に運転を行って戸を開き強くゆれる主動波（S波）が到達する前に利用者を退避させる機能

《家具類の転倒及び落下防止対策》

- ・ 近年発生した大地震の被害状況を分析すると、家具類の転倒及び落下を原因とする負傷者が多発している。
- ・ 東京消防庁が平成23年に実施した消防に関する世論調査結果では、家具類の転倒及び落下防止対策を実施している家庭が53.6%を占めており、年々増加傾向にある。
- ・ 今後も、家具の転倒防止に関するパンフレットの配布やキャンペーン等の実施により、都民に家具を固定することの重要性を周知するとともに、都や区市町村の相談窓口を通して普及を図っていく。

《液状化対策》

- ・ 東日本大震災では、都内においても液状化現象が確認され、葛飾区や江戸川区など5区において、木造住宅が傾くなどの被害が発生した。
- ・ 液状化に備えていくためには、建物所有者等が敷地の状況を把握し、事前に対策を講じていくことが重要である。
- ・ このため、都は、建築物の液状化対策を検討するため、「東京都建築物液状化対策検討委員会」を設置し、専門家の知見を踏まえ、都や区市、関係機関等が蓄積している地盤調査データを活用した都民等への情報提供や地域の地盤特性に応じた対策を検討していく。
- ・ この検討結果を踏まえ、都民にとって分かりやすい液状化対策の指針を作成し、広く情報提供していく。

《長周期地震動対策》

- ・ 東日本大震災では、都内に設置された一部の地震計では、激しい揺れが100秒ほど続き、その後、長周期成分を主体とした地震波が到来したことが報告された。
- ・ 長周期地震動は、固有周期の長い超高層建築物（高さが60mを超えるもの）や免震建築物への影響が大きいと考えられている。東海・東南海・南海連動地震等の発生時には、長周期地震動が発生するおそれがあることから、東日本大震災の経験を踏まえて、長周期地震動対策を講じておく必要がある。
- ・ 平成22年12月、国は、「超高層建築物等における長周期地震動への対策試案について」を公表し、その後の東日本大震災を踏まえ、さらに検討を行っているところである。
- ・ 今後、国の対策に基づき、建物所有者等による安全性の検証や補強等が円滑に行われるよう、建築士や建設業の団体、区市等の関係機関に対策の内容について周知するなど、普及啓発を図っていく。
- ・ また、建物所有者等が的確に対策を講じていくことができるよう、制振工法などの補強方法や家具転倒防止策などについて、リーフレットなどを活用し、広く情報提供をしていく。

《建築物の応急危険度判定の体制整備》

- ・ 地震発生時には、都民の安全確保と都市の迅速な復旧が急務となる。特に、建築物の被害については、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定など）を行い、必要な措置を講じることが求められる。
- ・ 大規模地震が発生した場合、被災建築物は膨大な数に及ぶと考えられ、これらの被災建築物について応急危険度判定を迅速に行うためには、公共機関及び関係団体はもとより、民間の建築技術者の協力が不可欠である。
- ・ このため、都では、平成7年5月に、東京都防災ボランティアに関する要綱を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付け、平成23年度末現在で、10,200人の判定員を確保している。
- ・ 今後とも、応急危険度判定員の登録更新を適切に行っていくとともに、新たな判定員も養成し、実員の確保を図っていく。
また、応急危険度判定の中心的役割を担う判定コーディネーター²⁴の講習会の開催や模擬訓練等の実施により、判定体制を強化する。

《新築時の耐震化の徹底》

- ・ 新たに建築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に設計及び施工が行われるよう、建築基準法に基づく建築確認、中間検査及び完了検査の実施を徹底する。
- ・ 建築基準法よりも高い水準の耐震基準を適用した住宅の普及を図るため、長期優良住宅²⁵を推奨する。

《定期報告制度との連携》

- ・ 建築基準法第12条第1項に基づき、特殊建築物等の所有者等は、調査資格者により建築物の調査を行わせ、その結果を定期的に特定行政庁に報告しなければならないとされている。その際、当該建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況についても、報告することとなっている。
- ・ 特定行政庁は、定期報告制度により、特殊建築物等の耐震診断及び耐震改修の状況の把握に努めるとともに、耐震診断や耐震改修を実施していない建物所有者等への指導を積極的に行う。
- ・ また、特定行政庁は、定期報告制度を活用して、大規模空間の天井や外壁タイル等の落下の危険性のある建築物の所有者等に対し指導を行う。

²⁴ 判定コーディネーター 応急危険度判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために応急危険度判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した建築関係団体等に属する者

²⁵ 長期優良住宅 住宅を長期にわたって良好な状態で使用するために必要な耐久性、耐震性、維持保全のしやすさ、バリアフリー性能、省エネルギー性能などを備えた住宅

《危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物》

- ・ 耐震改修促進法第6条第2号に定める危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物については、今後、耐震化の現状を把握していくとともに、指導等を行う。

第6章 今後の取組

- 本計画の実施状況を定期的に検証し、必要な措置を講ずる。
- 本計画を総合的に推進するため、区市町村、関係団体等によって構成される検討会等を運営する。
- 本計画の実施に当たり、必要がある場合は、国、関係団体等に協力要請等を行う。

《定期的な検証》

- ・ 本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。
- ・ この間の社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、おおむね3年を目途として定期的な検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改訂を行う。

《関係者による検討会等》

- ・ 住宅・建築物の耐震化を効果的に促進するためには、本計画について、すべての関係者が意識を共有し、耐震診断及び耐震改修の実施に向け、相互に連携・協力して取り組むことが重要である。
- ・ 平成32年度の耐震化率の目標達成に向け、関係者全員が耐震診断及び耐震改修の実施に向けた機運を高め、計画的かつ継続的に取り組んでいく。
- ・ 耐震化に向けた取組を進めるため、耐震化推進都民会議等を活用するなど、行政、関係団体、事業者、住民、地域、NPO等と連携を図っていく。

《国等への要請》

- ・ 都は、本計画の推進に当たり、必要がある場合には、国や関係団体等に協力要請や要望等を行うものとする。

参考資料 耐震化に関する取組

- 1 耐震化推進都民会議
- 2 耐震キャンペーンの実施
- 3 耐震化総合相談窓口の開設
- 4 特定緊急輸送道路の沿道建築物に関する相談窓口等の開設
- 5 東京都耐震ポータルサイトの開設
- 6 ビル・マンションの耐震改修事例の紹介
- 7 木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法の紹介
- 8 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業
- 9 マンション耐震化促進事業
- 10 木造住宅耐震化促進事業
- 11 地震による住宅倒壊から高齢者等の命を守る助成事業
- 12 区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業
- 13 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度
- 14 耐震診断・耐震改修助成制度一覧

1 耐震化推進都民会議

○ 目的

民間と行政が一体になって、耐震化推進の取組を強化するため、建物所有者の代表、関係団体、自治体等で構成される会議体「耐震化推進都民会議」を設置

○ 活動内容

- ・ 建物の耐震化の推進に向けた気運の醸成及び啓発活動の実施に関すること
- ・ 都民会議参加団体の主体的な取組の促進に関すること
- ・ 都民会議参加団体間の連携に関すること
- ・ その他都民会議の目的を醸成するために必要なこと

○ 構成団体

- ・ 学識経験者
- ・ 建物の所有者 ・ 管理者等の団体
- ・ 建築 ・ 住宅関係の事業者 ・ 専門家等の団体
- ・ 市民団体
- ・ 行政



【耐震化推進都民会議の様子】



【耐震化推進都民会議の様子】

2 耐震キャンペーンの実施

○ 目的

耐震化の気運を盛り上げるとともに、施策を効果的に推進するため、行政と民間が一体となって、イベントや広報を集中的に実施

○ 実施時期と期間

年2回、各々2週間程度の期間を定めて実施

《夏のキャンペーン》

防災の日（9月1日）の前後

《冬のキャンペーン》

阪神・淡路大震災発生日（1月17日）前後

○ 実施体制

都、区市町村及び都民会議参加団体が連携して実施

○ 実施内容

① イベント

- ・ 耐震フォーラム
- ・ 体験・見学バスツアー（耐震改修事例の見学、防災体験学習など）
- ・ 耐震改修工法等展示会
- ・ 関係団体等と共催による耐震セミナー、個別相談会

② 広報

- ・ 広報東京都への掲載
- ・ ホームページへの掲載（東京都耐震ポータルサイト、都市整備局）
- ・ ポスター掲示、チラシ配布
- ・ 緊急輸送道路沿道建物所有者へのダイレクトメール
- ・ 東京都提供テレビの活用

③ 区市町村への依頼

- ・ キャンペーンのPR（広報紙、ホームページへの掲載など）



【耐震フォーラムの様子】



【個別相談会の様子】

3 耐震化総合相談窓口の開設

○ 目的

耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、都民が安心して専門家に相談できる総合相談窓口を開設し、耐震診断・耐震改修に関する技術的相談、助成制度や融資制度、建築士事務所の紹介等を実施

○ 所在地

渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル
財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター内

○ 総合相談窓口の概要

(相談方法) 電話、窓口にて相談受付

(電話) 03-5778-2790 (相談窓口専用)

(相談料) 無料

(相談日時) 月～金曜日、第1土曜日及び第3日曜日(祝日、年末年始は休業)
9時～17時。ただし、水曜日は19時まで(受付は18時まで)

(相談業務内容)

- ・ 耐震診断・耐震改修に関する技術的な相談
- ・ 耐震改修工法、改修事例の紹介
- ・ 耐震化に係わる建築士、建築士事務所等の情報提供
- ・ 区市町村の耐震化助成制度や窓口等の紹介
- ・ 耐震化DVD及びパンフレット等の資料提供

○ 多摩地域の相談窓口

- ・ 東京都立川合同庁舎分庁舎会議室

(相談日時) 毎月第2木曜日(休日の場合は翌営業日) 10時～16時

- ・ 東京都小平合同庁舎会議室

(相談日時) 毎月第4木曜日(休日の場合は翌営業日) 10時～16時



【相談窓口の様子】

4 特定緊急輸送道路の沿道建築物に関する相談窓口等の開設

○ 目的

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者が、限られた期間内に円滑に建築物の耐震化に取り組めるよう、条例や助成制度の内容のほか、耐震化に関する技術的な相談を気軽に相談できる専用の相談窓口を設置し、所有者からの相談問合せに総合的に対応

○ 所在地

渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル 8階
財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター内

○ 総合相談窓口の概要

(相談方法) 電話、窓口にて相談受付

(電話) 03-5466-2064 (沿道耐震化窓口)

(相談料) 無料

(相談日時) 月～金曜日、第1土曜日及び第3日曜日(祝日、年末年始は休業)
9時～17時。ただし、水曜日は19時まで(受付は18時まで)

(相談業務内容)

- ・ 条例の概要説明
- ・ 建物が条例の対象となる場合、必要となる手続きについて
- ・ 助成制度のしくみについて
- ・ 耐震診断などの実施にあたり、建築士団体の紹介

5 東京都耐震ポータルサイトの開設

○ 目的

都民・関係者が耐震化を身近な問題として捉え、取り組みやすくするため、助成制度や耐震改修工法など、耐震化に関する情報を、見やすく、わかりやすく紹介・解説するホームページ「東京都耐震ポータルサイト」を開設

○ 名称及びアドレス

「東京都耐震ポータルサイト」 <http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>



【耐震ポータルサイト・トップページ】



【耐震ポータルサイト】

○ 主な内容

- 耐震化助成制度の紹介
建物の所在地や種類別に利用可能な助成制度の情報を紹介
- 相談窓口の紹介
東京都や区市町村などの耐震化に関する相談窓口を紹介
- 耐震DVDの動画配信
耐震化に関する普及啓発DVD「地震から命を守る」を配信
- 耐震化施策の紹介
耐震キャンペーンや展示会のお知らせ、東京都が選定した安価で信頼できる耐震改修工法、木造住宅耐震診断事務所、耐震化低利融資制度などを紹介
- 関係団体の情報提供
関係団体とのリンクにより、展示会やイベントなどの耐震化に関する様々な取組の紹介や木造住宅の簡易耐震診断の実施

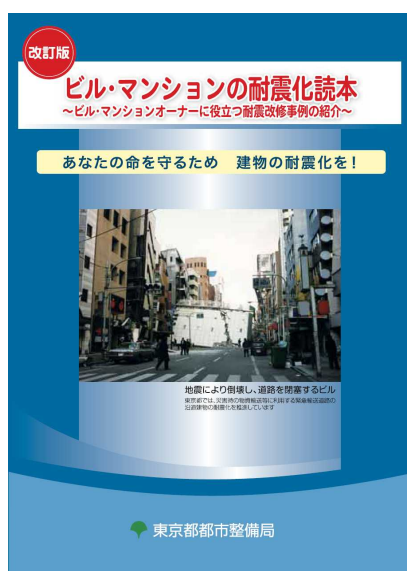
6 ビル・マンションの耐震改修事例の紹介

○ 目的

ビル・マンション等の建物所有者が、耐震改修にあたり、最適な工法を選択できるように、耐震改修事例を公募・選定し、施工期間や改修費用、また、建物を使いながら施工を行った場合などの事例の特徴を示した冊子を作成して、展示会や相談窓口、ホームページ等で情報提供する。

○ 主な内容

- ・ 耐震化の進め方
- ・ 耐震診断について
- ・ 耐震改修について
- ・ ビル・マンションオーナーに役立つ耐震改修事例の紹介



事例紹介 目次	工夫した点				使用した工法			
	耐震診断 を機に 耐震改修 工事	基礎 掘削 工事	基礎 掘削 工事	基礎 掘削 工事	基礎 掘削 工事	基礎 掘削 工事	基礎 掘削 工事	基礎 掘削 工事
P11 商業4住宅	●	●	●	●	●	●	●	●
P12 市営1住宅	●	●	●	●	●	●	●	●
P13 E住宅	●	●	●	●	●	●	●	●
P14 Y研修クラブ	●	●	●	●	●	●	●	●
P15 Kビル	●	●	●	●	●	●	●	●
P16 Oビル	●	●	●	●	●	●	●	●
P17 Fビル	●	●	●	●	●	●	●	●
P18 Tビル	●	●	●	●	●	●	●	●
P19 Fビル	●	●	●	●	●	●	●	●
P20 Mビル	●	●	●	●	●	●	●	●
P21 MSビル	●	●	●	●	●	●	●	●
P22 T会館	●	●	●	●	●	●	●	●
P23 O病院	●	●	●	●	●	●	●	●
P24 K小学校	●	●	●	●	●	●	●	●
P25 M小学校管理棟	●	●	●	●	●	●	●	●
P26 S小児童 名寄-体育館	●	●	●	●	●	●	●	●
P27 K大学交通学生センター	●	●	●	●	●	●	●	●
P28 元5中学校	●	●	●	●	●	●	●	●
P29上 商業O住居	●	●	●	●	●	●	●	●
P29下 商業T住居	●	●	●	●	●	●	●	●
P30上 Hマンション	●	●	●	●	●	●	●	●
P30下 Uビル	●	●	●	●	●	●	●	●
P31上 T百貨店	●	●	●	●	●	●	●	●
P31下 M百貨店	●	●	●	●	●	●	●	●
P32上 N大学校舎	●	●	●	●	●	●	●	●

【ビル・マンションの耐震化読本】

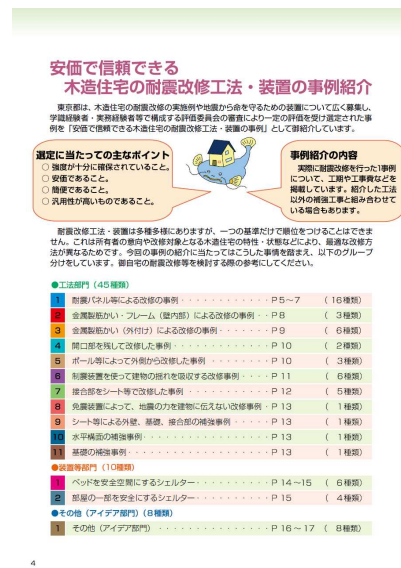
7 木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法の紹介

○ 目的

木造住宅の耐震改修の実施例や、人命を守る耐震シェルター等の装置、アイデアを公募・選定するとともに、都民が最適な工法を選択できるように事例集を作成し、展示会、相談窓口、ホームページ等で紹介する。

○ 主な内容

- ・ 耐震改修における流れ
- ・ 安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の事例紹介
 - 耐震改修工法部門
 - 装置等部門
 - その他（アイデア部門）
- ・ 木造住宅の耐震改修についての展示会
- ・ 税制上の優遇措置について



【安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介】

8 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

○ 目的

緊急輸送道路は、震災時に避難や救助・消火活動及び緊急物資等の輸送など重要な役割を担っていることから、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路の全路線を対象とし、沿道の建築物の耐震診断、耐震改修費用への助成を行い、重点的に耐震化を図る。

○ 内容

国の「社会資本整備総合交付金」を活用し、耐震化助成事業を行う区市町に対して助成する。

(1) アドバイザー派遣

* 対象

- ・ 東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路の沿道建築物
- ・ 建築物の高さが前面道路幅員に対し一定以上あること
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物

* 内容

- ・ 50,000 円/回かつ 10 回まで

【アドバイザー派遣の補助割合】

補助率 2/3

国 1/3	都 1/6	区市町 1/6	自己負担 1/3
----------	----------	------------	-------------

(2) 耐震診断助成

* 対象

- ・ 東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路の沿道建築物
- ・ 建築物の高さが前面道路幅員に対し一定以上あること
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物

* 内容

- ・ 助成基準額

面積区分	基準額
～1000 m ² の部分	2,000 円/m ²
1000 m ² ～2000 m ² の部分	1,500 円/m ²
2000 m ² ～の部分	1,000 円/m ²

■一般緊急輸送道路沿道建築物

【耐震診断の補助割合】

補助率 4/5

国 1/3	都 7/30	区市町村 7/30	自己負担 1/5
----------	-----------	--------------	-------------

■特定緊急輸送道路沿道建築物

【耐震診断の補助割合】

○分譲マンション及び延べ面積 10,000 m²以下の建築物

補助率 5/5

国 1/3	都 定額補助
----------	-----------

※ 延べ面積 3,000 m²未満の場合は、1階当たり 15 万円を加算

○分譲マンションを除く延べ面積 10,000 m²を超える建築物

補助率 4/5

国 1/3	都 14/30 ※1	自己負担 1/5
----------	---------------	-------------

※1 但し、14/30 で算出される額が 770 万円以下の場合は、770 万円とする。

(3) 補強設計助成

* 対象

- ・ 東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路の沿道建築物
- ・ 建築物の高さが前面道路幅員に対し一定以上あること
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物

* 内容

- ・ 助成基準額

面積区分	基準額
～1000 m ² の部分	2,000 円/m ²
1000 m ² ～2000 m ² の部分	1,500 円/m ²
2000 m ² ～の部分	1,000 円/m ²

■一般緊急輸送道路沿道建築物

【補強設計の補助割合】

補助率 2/3

国 1/3	都 1/6	区市町村 1/6	自己負担 1/3
----------	----------	-------------	-------------

■特定緊急輸送道路沿道建築物

【区市町村の負担額がある場合の補強設計補助割合】

補助率 5/6

国 1/3	都 1/6	区市町村 1/6	都 1/6	自己負担 1/6
----------	----------	-------------	----------	-------------

【区市町村の負担額がない場合の補強設計助成割合】

補助率 1/3

国 1/6	都 1/6	自己負担 2/3
----------	----------	-------------

(4) 耐震改修・除却・建替助成

* 対象

- ・ 耐震診断・補強設計助成の対象建築物
- ・ 耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと
- ・ 耐震診断の結果、 I_s 値が 0.6 未満相当であること
- ・ 耐震改修後に I_s 値が 0.6 相当以上となるよう計画された事業であること又は平成 28 年 3 月 31 日までに I_s 値が 0.6 相当以上となる耐震改修を実施する計画の一部を実施する事業（段階的改修）であること

* 内容

- ・ 助成基準額 47,300 円/㎡
- ・ 1 棟当りの補助対象事業費 4 億 7,300 万円まで

■一般緊急輸送道路沿道建築物

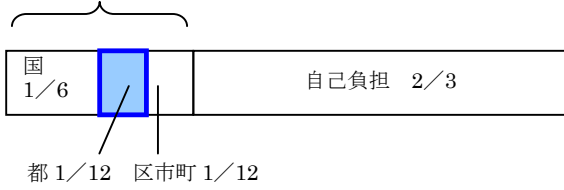
【延べ面積 5,000 ㎡以下の部分の補助割合】

補助率 2/3

国 1/3	都 1/6	区市町村 1/6	自己負担 1/3
----------	----------	-------------	-------------

【延べ面積 5,000 m²を超える部分の補助割合】

補助率 1/3



■ 特定緊急輸送道路沿道建築物

○ 区市町村の負担額がある場合

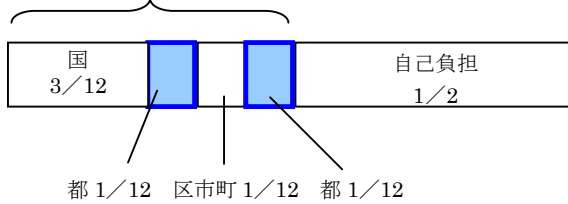
【延べ面積 5,000 m²以下の部分の補助割合】

補助率 5/6



【延べ面積 5,000 m²を超える部分の補助割合】

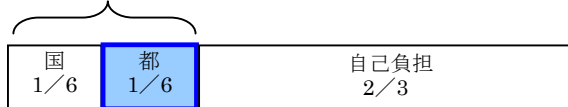
補助率 1/2



○ 区市町村の負担額がない場合

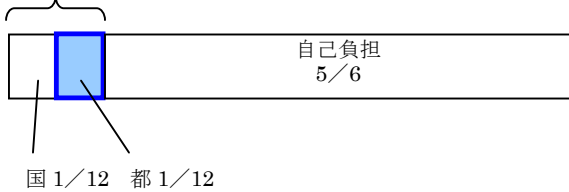
【延べ面積 5,000 m²以下の部分の補助割合】

補助率 1/3



【延べ面積 5,000 m²を超える部分の補助割合】

補助率 1/6



【緊急輸送道路沿道の状況】

9 マンション耐震化促進事業

○ 目的

分譲マンションは、震災時の被害が周辺市街地に大きな影響を及ぼすことや区分所有者間の合意形成が困難であることなどから、耐震診断、耐震改修費用への助成を行い、マンションの耐震化を促進し、災害に強い東京の実現を図る。

○ 内容

国の「社会資本整備総合交付金」を活用し、耐震化助成事業を行う区市町村に対して助成する。

(1) 耐震アドバイザー派遣

* 対象

- ・ 耐火または準耐火建築物、かつ地階を除く階数が3階以上の分譲マンション
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの
- ・ 東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象建築物は除く

* 内容

- ・ 50,000円/回かつ10回まで

【アドバイザー派遣の補助割合】

補助率 2/3

国 1/3	都 1/6	区市町村 1/6	自己負担 1/3
----------	----------	-------------	-------------

(2) 耐震診断助成

* 対象

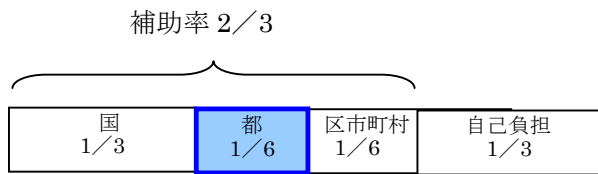
- ・ 耐火または準耐火、延べ面積1,000㎡以上、地上3階建て以上の分譲マンション
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物
- ・ 東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となるものは除く

* 内容

- ・ 助成基準額

面積区分	基準額
～1000㎡の部分	2,000円/㎡
1000㎡～2000㎡の部分	1,500円/㎡
2000㎡～の部分	1,000円/㎡

【耐震診断の補助割合】



(3) 耐震改修助成、建替え助成

* 対象

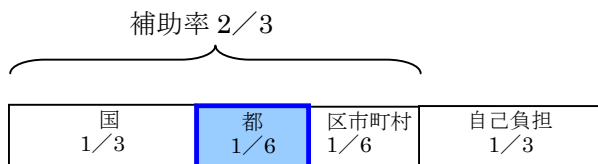
- ・ 耐火または準耐火建築物、かつ地階を除く階数が3階以上の分譲マンション
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの
- ・ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ・ 耐震改修後にIs値が0.6相当以上となるよう計画されたもの、または平成28年3月31日までにIs値が0.6相当以上となる耐震改修実施計画の一部を実施するもの
- ・ 建替え助成は、耐震改修助成を受けたもの、及び東京都都市居住再生促進事業の補助を受けるものを除く
- ・ 東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となるものは除く

* 内容

① 耐震改修計画作成、耐震改修設計

- ・ 助成基準額 1,000 円/m²

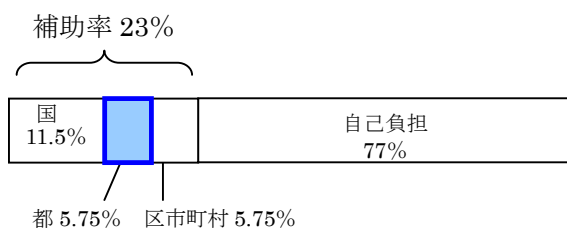
【耐震改修設計の補助割合】



② 耐震改修工事

- ・ 助成基準額 47,300 円/m²
- ・ ①、②合計で1戸あたり125千円まで（特殊工法は207千円以内）

【耐震改修工事の補助割合】



10 木造住宅耐震化促進事業

○ 目的

木造住宅密集地域のうち、防災都市づくり推進計画に定める整備地域は、地震の発生により建築物が倒壊し避難路等が閉塞されることにより避難、消火及び救命等の活動が妨げられ、大規模な市街地火災となる危険性が特に高い地域である。

このような地域において、木造住宅の耐震性を向上させるため、区に対し必要な助成を行い、地域の防災性を確保する。

○ 内容

国の「社会資本整備総合交付金」を活用し、耐震化助成事業を行う区に対して助成する。

(1) 耐震診断助成

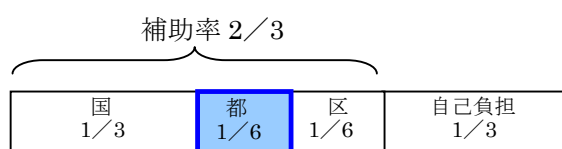
* 対象

木造住宅密集地域の整備地域内にある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

* 内容

費用の1/6（派遣事業の場合1/4）かつ2.5万円を限度に助成

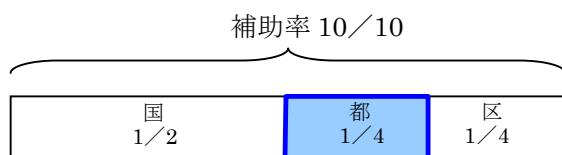
【一部助成の負担割合】



(金額) 4万円 2万円 2万円 4万円

※ 耐震診断に12万円を要した場合

【技術者派遣（民間委託）の負担割合】



(金額) 5万円 2.5万円 2.5万円

※ 耐震診断に10万円を要した場合

(2) 耐震改修助成

* 対象

- ・ 木造住宅密集地域の整備地域内にある昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
- ・ 耐震診断を実施した結果、耐震性が不十分なもの
- ・ 前面道路の幅員が 6 m 以内
- ・ 当該木造住宅の耐震診断による各階各方向の評点が耐震改修後にそれぞれ 1.0 以上となるよう計画された事業であること又は平成 28 年 3 月 31 日までに当該評点がそれぞれ 1.0 以上となる耐震改修を実施する計画の一部を実施する事業であること

* 建替え、除却工事についても耐震改修工事費用相当分を助成

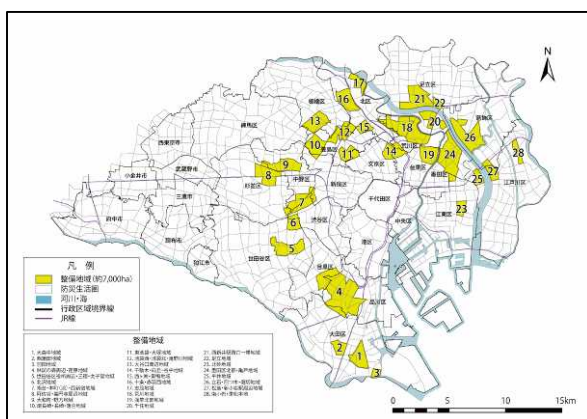
* 内容

- ・ 1 棟当たりの改修費用を 150 万円と見込む

補助率 1/2

国 4.5/20	都 5.5/40	区 5.5/40	自己負担 1/2
(金額) 33 万円	21 万円	21 万円	75 万円

* 耐震改修に 150 万円を要した場合



【整備地域】



【木造密集地域内の状況】

1.1 地震による住宅倒壊から高齢者等の命を守る助成事業

○ 目的

地震による住宅倒壊から命を守る耐震シェルター等の設置費用助成を行う区市町村に対し、都が必要な財政支援を行うことによって、地震時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全の確保を促進し、もって災害に強い東京を実現することを目的とする。

○ 内容

耐震シェルター等を設置する区市町村の事業に対して助成を実施する。

* 対象世帯

原則として、65歳以上の高齢者又は障害者（障害等級2級以上）のみの世帯で、かつ低所得（年間所得200万円以下）の世帯

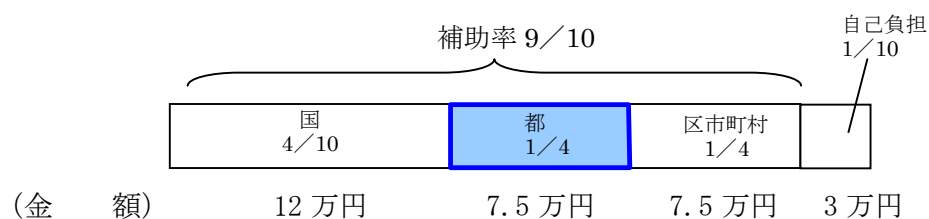
* 対象地域

都内全域

* 対象事業

区市町村が実施する「東京都安価で信頼できる耐震改修工法・装置の事例」として選定した装置・器具（耐震シェルター、防災ベッド等）の設置を対象とした助成事業

* 補助額



【防災ベッド】

1 2 区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業

○ 目的

積極的に普及啓発活動に取り組む区市町村に対して都が支援し、取組を加速・拡大することで建物の耐震化を強力に促進する。

○ 内容

国の「社会資本整備総合交付金」を活用し、建物所有者への戸別訪問など、区市町村が積極的に行う普及啓発事業を促進するため、都が区市町村に対して助成を実施する。

区市町村が耐震化の促進を目的として実施する建物所有者等に対する普及啓発活動のうち、次のいずれにも該当する事業のために要する費用を対象とする。

- ① 耐震への関心の有無にかかわらず個々の建物所有者へ情報を到達させることを目的とする事業のうち次のいずれかに該当するもの
 - 一 建物所有者等への戸別訪問
 - 二 建物所有者等に対する啓発文書等の配布
 - 三 町内会の各戸回覧板などを活用した普及啓発
 - 四 その他、知事が認める事業
- ② 区市町村が委託契約等に基づき支払いを行うもの
- ③ 国の「社会資本整備総合交付金」を受けるもの
- ④ 事業の実施に際しては、アンケートを実施するなど、建物所有者等の建物の耐震化に関する意向を把握するよう努める

○ 補助額

【緊急輸送道路沿道建築物以外を対象とした事業】

補助対象事業費 10,000 千円

国 1/2	都 1/4	区市町村 1/4
5,000 千円	2,500 千円	2,500 千円

【緊急輸送道路沿道建築物を対象とした事業】

補助対象事業費 20,000 千円

国 1/2	都 1/4	区市町村 1/4
10,000 千円	5,000 千円	5,000 千円

1 3 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度

○ 目的

緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事等に要する費用に対して、実施金融機関が定める通常利率より低い利率の融資を実施し、耐震化を促進する。

○ 内容

* 対象建物

耐震診断費用：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道の建物
のうち、倒壊した場合に道路を閉塞するおそれの建物

耐震改修費用：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建物
のうち、倒壊した場合に道路を閉塞するおそれのある、延べ面積 10,000
㎡以下の建物

* 対象者

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者、および緊急輸送道路沿道建築物を所有する
個人又は中小企業者※

※ 従業員数や資本金等の規模が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条
第 1 項各号のいずれかに該当する者

* 対象費用

対象建物の耐震改修工事等に要する費用

* 融資限度額

1 億円以内

* 融資期間

10 年以内

* 融資利率

取扱金融機関の通常利率より低減した利率

○ 取扱金融機関（平成 24 年 1 月 6 日現在）

- | | |
|--------------|-----------|
| ・ 株式会社みずほ銀行 | ・ 東京東信用金庫 |
| ・ 株式会社三井住友銀行 | ・ 西京信用金庫 |
| ・ 株式会社筑波銀行 | ・ 西武信用金庫 |
| ・ 株式会社沖繩銀行 | ・ 東京信用金庫 |
| ・ 株式会社八千代銀行 | ・ 青梅信用金庫 |
| ・ 株式会社東日本銀行 | ・ 共立信用組合 |
| ・ 朝日信用金庫 | |

14 耐震診断・耐震改修助成制度一覧

事業主体	所管部局		事業名	制度の種類	助成対象							概要 対象となる建築物	
	担当課	内線			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建						
							劇場など	学校など	病院など	百貨店など	その他公共		その他民間
耐震診断	生活文化局 私学部私学振興課	29-721	私立学校安全対策促進事業費補助金	補助				○					昭和56年5月31日以前に建築された私立学校の校舎・園舎等
	福祉保健局 総務部総務課 及施設所管各課	32-112	社会福祉施設等耐震化促進事業	補助								○	昭和56年5月31日以前に建築された民間社会福祉施設等
	福祉保健局 医療政策部救急災害医療課	33-342	医療施設耐震化促進事業	補助					○				東京都災害拠点病院等
	福祉保健局 医療政策部救急災害医療課	33-342	医療施設耐震化緊急対策事業	補助					○				東京都災害拠点病院等
	都市整備局 住宅政策推進部マンション課	30-364	マンション耐震化促進事業	補助		○							昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた耐火構造の分譲マンション(区市町村への補助)
	都市整備局 市街地建築部建築企画課	30-647	木造住宅耐震化促進事業	補助	○	○							木造住宅密集地域の整備地域にある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(区市町村への補助)
	都市整備局 市街地建築部建築企画課	30-647	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	補助	○	○	○	○	○	○		○	本計画で指定した閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築された一定規模以上のもの(区市町村への補助)
耐震改修	生活文化局 私学部私学振興課	29-721	私立学校安全対策促進事業費補助金	補助				○					昭和56年5月31日以前に建築された私立学校の校舎・園舎等
	福祉保健局 医療政策部救急災害医療課	33-342	医療施設耐震化促進事業	補助					○				東京都災害拠点病院等
	福祉保健局 医療政策部救急災害医療課	33-342	医療施設耐震化緊急対策事業	補助					○				東京都災害拠点病院等
	福祉保健局 医療政策部救急災害医療課	33-342	医療施設耐震化緊急整備事業(耐震化臨時特例交付金)	補助					○				東京都災害拠点病院等
	福祉保健局 総務部総務課 及施設所管各課	32-112	社会福祉施設等耐震化促進事業	補助								○	昭和56年5月31日以前に建築された民間社会福祉施設等
	産業労働局 商工部地域産業振興課	36-735	特定施策推進型商店街事業	補助								○	昭和56年以前に設置された商店街のアーケード、アーチ
	都市整備局 住宅政策推進部マンション課	30-364	マンション耐震化促進事業	補助		○							昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた耐火構造の分譲マンション(区市町村への補助)
	都市整備局 市街地建築部建築企画課	30-647	木造住宅耐震化促進事業	補助	○	○							木造住宅密集地域の整備地域にある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、幅員6m以下の道路に接しているもの(区市町村への補助)
	都市整備局 市街地建築部建築企画課	30-647	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	補助	○	○	○	○	○	○		○	本計画で指定した閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築された一定規模以上のもの(区市町村への補助)